

平成23年第3回美祢市議会定例会会議録(その3)

平成23年9月20日(火曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	17番	原 田 茂
18番	村 上 健 二	19番	河 村 淳
20番	大 中 宏	21番	南 口 彰 夫
22番	安 富 法 明	23番	徳 並 伍 朗
24番	竹 岡 昌 治	25番	布 施 文 子
26番	秋 山 哲 朗		

2.欠席議員 なし

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

議会事務局長 重 村 暢 之
議会事務局
主 査 岡 崎 基 代

議会事務局
主 査 岩 崎 敏 行

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	金 子 彰	病院事業局長 管 理 部 長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	福 田 和 司
上下水道事業 局長	久 保 毅	総務部次長	倉 重 郁 二
総 務 部 長	奥 田 源 良	総合政策部長	篠 田 洋 司
財政課長	末 岡 竜 夫	総合政策部長 商 工 労 働 課 長	松 野 哲 治
総合政策部長 地域情報課長			

市民福祉部
高齢福祉課長
教 育 長
消 防 長
美 東 総 合 長
支 所 長
代表監査委員
教 育 委 員 会 長
事 務 局 次 長
上 下 水 道 事 業 局 長
管 理 業 務 課 長

白 井 栄 次
永 富 康 文
坂 田 文 和
藤 井 勝 巳
三 好 輝 廣
石 田 淳 司
三 戸 昌 子

市民福祉部
生活環境課長
教 育 委 員 会 長
事 務 局 長
会 計 管 理 者
秋 芳 総 合 長
支 所 長
監 査 委 員 会 長
事 務 局 長
上 下 水 道 事 業 局 長
施 設 課 長
地 域 福 祉 課 長

佐々木 郁 夫
山 田 悦 子
古 屋 勝 美
杉 本 伊佐雄
西 山 宏 史
矢田部 繁 範
佐々木 彰 宣

6 . 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

- 1 西 岡 晃
- 2 南 口 彰 夫
- 3 岡 山 隆
- 4 三 好 睦 子
- 5 河 村 淳

7 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。本日までに事務局から送付してございますものは、一般質問順序表でございます。また、本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第3号）でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において河本芳久議員、西岡晃議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。西岡晃議員。

〔西岡 晃君 発言席に着く〕

11番（西岡 晃君） おはようございます。純政会の西岡でございます。一般質問順序表に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回は、一問一答方式ということで、ここから質問させていただきますが、一般質問の日程が、会議中の後半のほうになってきまして、私の一般質問で聞きたかったことを委員会のほうで大半の件が質問が出て、重複するところがあるかと思っておりますが、よろしくお尋ねしたいというふうに思います。

まず初めに、一般廃棄物処理場の現況についてということで、市長のほうにお尋ねいたします。

御存知のとおり、一般廃棄物処理場は、美祢市の西分にある美祢市一般廃棄物最終処分場、美祢市リサイクルセンター、美東町赤にある美祢市美東一般廃棄物最終処分場、秋芳町秋吉にある美祢市一般廃棄物保管施設地があります。それぞれ、今この処理場、保管地がどのような現況にあるか、初めにお尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） それでは、西岡議員の御質問にお答えをいたしたいと思いま

す。

本市には一般廃棄物の処理施設として、一般廃棄物最終処分場が2箇所と、カルストクリーンセンターがあります。一般廃棄物最終処分場の一つは、美祢市一般廃棄物最終処分場でありまして、もう一つは、美祢市美東一般廃棄物最終処分場であります。

それでは、現状を申し上げたいと思います。

まず、美祢市一般廃棄物最終処分場につきましては、この施設は大嶺町西分にございますけれども、平成12年から使用を開始をいたしまして、面積は4,500平方メートル、そして計画埋め立て容量は2万2,000立方メートルであります。今現在までに約半分を埋め立てておりまして、今後の使用可能な量は、約1万1,000立米であります。

次に、美東一般廃棄物最終処分場ではありますが、この施設は美東町赤にありまして、平成2年度から使用開始をいたしまして、平成17年度から使用期間の更新をしております。面積は2,800平方メートル、計画埋め立て容量は1万6,000立方メートルであります。今後の埋め立て可能な量は、約4割、6,400立方メートル程度でございます。よろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） ありがとうございます。これは、委員会のほうでも、徳並委員さんだっただと思いますが、お聞きした状況と一緒にのお答えですが、美祢市の一般廃棄物処分場が、開設当時、対応年数が15年ということの計画で、平成12年に開設とされております。対応年数15年ということで、平成26年度で計画ではいっぱいになって、新たな処分場が必要になるという計画でございましたが、今の市長の御回答によると、まだ半分程度しか処理場としての容量を満たしていないということですので、普通に考えれば、今かかった年数ぐらいは当然もつであろうという御試算だと思っておりますが、仮に新規の一般廃棄物処理場を建設するということを前提とした場合、どのくらいの年数、計画から開設にいたるまでのいろいろな環境アセスメントだとか、いろんな地元への説明とかいうことでもありまじょうが、どのくらいの年数が通常必要であるかということをお伺いしたいと思います。担当課のほうでも結構ですので、よろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） それではお答えをいたします。最終処分場を新たに施設整備をするとした場合に要する期間でございますけれども、標準的な工程といたしましては、候補地の選定から始めまして、各種の計画作成、それから調査、それから整備計画等の作成、建設工事というふうな手順を含むことになろうかと思えます。各種計画作成とか調査などに約2年から3年、それから整備計画等の作成に約2年、建設工事等に約2年というふうな期間を要するものと考えられております。

同時平行して行える作業もありますことから、各種計画作成及び調査の実施から工事完了までは、約5年は要するものと思われれます。そして、それに候補地の選定に要する期間を加えるということになります。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） 大体7年から8年程度かかるということだと思えますが、大体今15年の容量で、12年程度の使用期間があるということですので、単純に計算したら、あと四、五年のうちにはそういった候補地を選定しないといけないのかなというふうに思ってきます。そういった意味で、ちょっと本議会に提案されております議案の中で、議案の第12号で、美祢市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてという条例が今回出されておまして、その中のこれは市長提案の中ですが、市町村の基本構想の策定義務が削られたため、同項を引用している表記条例について所要の改正をするものでありますということですので、内容を見てみると、同条、地方自治法の中ですが、市町村はその事務を処理するに当たって議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないという部分が削られたのかなというふうに思っておりますが、としますと、この条例を改正したということは、基本計画というところを議会に上程せずにでも進めていけるようになったという解釈なのか、それとも例えば今回の大震災のように、特殊な事情があったときに速やかに対応できるための条例改正なのか、その辺がちょっとニュアンス的にわかりませんでしたので、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 西岡議員の御質問でございます。今回の条例改正で

は、地方自治法の基本計画が各自治体の判断にゆだねられたと、計画の策定がですね。そういうことをもちまして、それを引用しております本条例の計画部分にかかる文言を削除したということでございます。

ちなみに、今美祢市には美祢市一般廃棄物処理基本計画というのがございます。これで施設の整備関係についても計画をするということになっておりまして、この計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、各自治体におきましては、一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければいけないというふうな規定になっております。その法律に基づきまして、この基本計画を策定し、今後その施設の整備等でありますとか、そういうことは、その基本計画の中に記載をしていくという形になると思います。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） わかりました。この条例だけ見ると、基本計画をつくらなくてよくなったということで、つからないのかなというふうな認識でしたけれども、つくるといふことですので、またあと選挙が終わりましてからの来期の計画になってこようかと思いますが、しっかり見ていきたいというふうに思っておりますが、もう1点、この一般廃棄物処理施設に関わりまして、東日本大震災で復興するに当たって、この一般廃棄物と言いますか、災害瓦れきが非常に多く出ているということで、岩手県なんかで言いますと、一般廃棄物の処理量が23年分ぐらい出ているということも言われております。そうした中で、環境省や被災自治体から一般廃棄物の受け入れを、被災地以外の自治体に要請をかけているというような報道も出ておりますが、当美祢市において、そういった要請があったかないかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） それでは、只今の御質問ですけれども、ありました。ちょっと経緯を申し上げますと、震災廃棄物の受け入れ要請に関しましては、震災が発生をしました3月11日の翌日、3月12日には、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課から、社団法人全国産業廃棄物連合会あてに、震災により膨大な廃棄物が発生していることから、廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けた被災地からの協力要請に対して、特段の配慮をお願いしたい旨、協力依頼がなされておしま

す。ですから、これはまだ联合会あてです。この時点では、4月に入りまして、全国自治体へも、国から東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査がありました。その中で、災害廃棄物の受け入れ可能量の調査もなされたところであります。本市の最終処分場につきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、小規模な施設であり、受け入れは困難ということを判断せざるを得ず、また清掃工場はRDFを製造する施設であるということ、また現在、当該施設がほぼ処理能力に近い状態で処理を行っているということから、残念ながら受け入れ可能な量がないという旨の回答をさせていただいております。

震災被災地では、現在瓦れきは仮置き場へと集められているところでありまして、来年度あたりから中間処理、最終処分が行われるものというふうに思われますが、本市では東日本大震災の災害廃棄物の受け入れはできないということで、ほかのことで御支援を申し上げようということさせていただいております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） わかりました。受け入れ可能だという御回答でしたら、その後にお伺いしたいこともありましたのですが、受け入れ要請されたけれども、今の現状の施設ではなかなか難しいという御回答でしたので、この件につきましては、今後何らかの復興の要請、復興に協力してほしいという要請については、特段の配慮を持ってやっていくということですので、そちらのほうでお願いしたいというふうに思っております。

この件につきましては終わりました、続きまして、美祿社会復帰促進センターの増設による効果についてということについて、お伺いしたいというふうに思っております。

まず初めに、この4月で開所して丸4年、今5年目を迎えたということでございまして、この9月末には300人増設の施設が完成して、聞くところによりますと10月19日前後だったと思いますが、何らかの式典を行いたいというような、きのうたまたま豊田前地区の敬老会でセンター長と一緒にになりまして、そういうお話をいただいて、今、市のほうにもどうだろうかという問い合わせをしている段階ですということでしたので、その前後にあらうかと思いますが、そうした中で、もう誘致を始めてから10年近くたとうかと思っております。この誘致したときから今までの

検証作業、こういうことも始めていかなければいけないのかなというふうに思っておりますが、その経済効果について、市長のお考えとしてどういった効果があったかということと、市長も合併前の企画課長をやられている当時、担当でいろいろ御苦労があったと思いますけれども、そのときの思っていたとおりの、期待どおりの経済効果があったのかどうか、この辺はどういうふうにお考えなのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 西岡議員、今御質問されたことと、今私が手元で資料、原課から頂戴したの、中身が違うようで、しゃべると行き違いがありそうなけど、一応しゃべらせてもらいます。その上でもう一度御質問いただきたい。

このたびの増設にかかわります移設経費の件ですけれども、当初のセンター側の説明では、経費の負担について作業提供企業側での負担をしていただきたいとの説明がありましたが、その後の協議によりまして大きな移設費用については、センター側で負担をしていただけるということになりまして、作業提供企業側の負担については、当日移設作業を調整する指導員等の人件費程度となっているのが現状でございます。

なお、このたびのセンター増設に係る作業場移設の日程でございますけれども、基本的には10月7日金曜日の午後から10日月曜日までの3日と半日の日程で実施することとなっております。

また、センターの刑務作業で実施をしております美祢農林開発株式会社の竹はし事業にかかわる現状についてですが、これまでいろいろと御報告をさせていただいておりますが、6月議会において御説明させていただいた事業計画とほぼ同様な状況で事業が進捗されているとの報告を受けている次第であります。笑っておられますか。事前に聞かれたこととちょっと違うんで、一応原課のほうが一生懸命資料をくれておりますから、一応読ませていただきます。

このセンターにおける作業の一つとして、さらには仕入れを起こした竹材の有効活用の一つとして、工事現場で張り芝を行う際に用いる芝串を製造してはどうかとの御提案をいただきまして、今年度から試作品づくりに取り組み、実際に8月から製造を行ったところであります。

以前より竹材の端材等の有効活用を検討しておったわけでございますけれども、

芝串の製造によりまして部分的ではございますが、資源の有効活用が図れるようになりまして。今後も資源の有効活用が図れる取り組みについて、積極的に実施をしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、引き続き御提案を含め御協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それと、先ほどおっしゃいました経済効果ということ、これ今経済効果を含めた形で御説明を申し上げました。現実的なことをです。当初、旧美祢市のときでございましたけども、もくろんでおったのは、いろんな収容されておられる方々の食材等についても、美祢市の地場産のものをみな使っていただくということをもくろんでおったと。それから、職員の方についても、できる限り地元の方を雇用していただいて、その経済効果を広くこの市全域、そのときは旧美祢市でございましたけれども、現在ではこの新美祢市になりますけれども、市全域に効果をもたらしていただけるような形で運用していただきたいということで始まったものでございます。

しかしながら、議員御承知のように、なかなか日々使われる食材、これが一番使われるものですから、これがなかなか地場のものが使っていただけないということがございます。

それと、職員につきましても、非常にセンターのほうで御努力を賜りまして、努力をされて地場雇用に努めていただいておりますけれども、やはり収監をされておられる方々が退所をされた後、これから通常の市民として、国民としての生活に戻られるときの、仕事を覚えられるということの側面もございます。あのセンターでは、そのこともございますので、その面の仕事については外部から雇用をなしたおったところが、その部分についてはセンター生で対応されるということも起こってきておるといことも事実でございますので、いろいろなことを含めまして、センターにつきましても市に対して非常に御協力的でありますし、我々も議会、それから市民の方の御理解を得まして、共存・共栄ということでやらせていただいておりますので、いろんな条件が変わってまいりますけれども、それを踏まえた上で、お互いがきっちりやっていけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） ありがとうございます。

濟いませぬ。次に聞こうと思ったのが、その竹箒の件を聞こうかなというふうに、

ちょっと濟いません。私のほうが順番間違えたのかどうか分かりませんが、今、最後におっしゃられました地域の経済効果については、なかなか食材は量的な問題もあって、価格的な問題もあって難しい。なかなか難しかったということと、これは議会のほうにもセンター長が来られて説明がありまして、パートの方々の職が、今、市長が言われたとおり、矯正の事業の一環ということで、職が少し減ってくるということもあります。地域のそれこそ少し年をとられた御婦人方が、結構地域からセンターにパートとして入られた方が、なかなか次の職がなくなるということで困っておられるということもありますので、その辺につきましては、今言う竹箸と農林開発、そこが盛り上がってくれば、そういった雇用も生まれるのかなという期待を込めて、次にそれを質問しようというふうに思っておりましたが、それと、この300人増設されるということで、先ほども言いましたけど、きのうちょっとお話しさせてもらって、国の職員の方が約50名を超えるぐらいの方がふえると。で、全体で173名になるということで、家族を含めたら300人近い方があの地域に、また暮らしておられるということ、そういった経済効果もあろうかなというふうに思っております。

そこで、ちょっと地元の対策として、地元対策という言葉、私あまり好きじゃないんですが、その対策として、今現況、美祢市の中に組織があろうかと思えます。で、なかなかこの組織の役割分担がよく見えてこないというか、今更のことですけれども、そういった件がありますので、今美祢社会復帰促進センター対策室というのと、矯正施設活性化推進室という二つの担当課があろうかと思えますが、その組織の役割について、申しわけないですが、これ総務部の組織、よくわかりませんけど、どういった主眼がどこにあるのかということをお教えいただければというふうに思います。その後で、地域対策についてをその間にお伺いしたいなというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 西岡議員の御質問にお答えいたします。社会復帰促進センター対策室と矯正施設の対策室との違いという御質問ですけれども、社会復帰促進センター対策のほうは、法務省を中心とする国の機関、それからそのセンター内に収容されておりますセンター生、そのいわゆる矯正施設としてのあり方、その法務省サイドとの市との調整連絡、そういう協議をする場、そういう体制の下での設

置機関であります。

で、矯正施設の対策室のほうは、地元の企業、商業、そういう事業主と矯正施設との連絡調整協議する場というふうな意味合いで設置しているものでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） そういうことですね。そうだろうというふうに思いますけれども、この二つを今お聞きすると、美祢社会復帰促進センター対策室は、法務省と 国と市との関係、矯正施設活性化推進室は、企業とセンターとの関係ということで、地元とセンターと自治体と、この結びつきと言いますか、そこに対するところがなかなか地元ではよくわからないという声がしております。で、今、言われるように、国と市というこのパイプはでき上がっているように思います。また、企業とセンターのパイプ役、これもできているのではないかなというふうに思っておりますけど、地元とセンターと市との、このトライアングルの関係のパイプがなかなか構築されてないんじゃないかなというように感じます。

で、そこで、8月に市長と語る会が豊田前で行われて、当然あの地域、豊田前地域でそういった会があると、当然のごとくそういったことの話が出てくるということで、そういうことが出てきたんですが。そこで、これは本当、小さいことかもわかりませんが、法務省側の施設側はすごくきれいに草刈りをしてある。で、周りの美祢市側の土地については、草刈りがしてない。何とかしてほしいという住民の方が言われたと思います。その席で、市長はすぐに検討してとりかかりますというようなお答えでしたが、きょう朝その周りをこちらに来る前に車で走ってみますと、まだ何も手をついていないという状況。それを調整する役がないのかなという、今の組織の中で担当課に言っていくべきなのかどうなのか、この対策室がどうなのかということです。

それと、今保育園がセンター敷地内の武道場の2階に開設されました。このことによって、当初とし6人しか園児がいない予定でしたが、この10月からは20人にふえました。これについては、すごく地域の住民にとってもありがたい話だったんですが、旧豊田前保育園、ここが今荒地のように草ぼうぼうになって、廃墟となりつつあります。それを見ると、やはり周りの方からの御意見ですけど、やはり移転したからあの地域がさびれて廃墟になったと、こういうのは何とかなら

んのいかという御意見もいただいております。そういった意味で、この今言いましたトライアングル部分のパイプをつくる必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょう。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） ちょっともう、原稿なしでいきます。今の件、草刈りの件。確かに私が先日、市長と語ろう未来創造まちづくり座談会で豊田前にお伺いしたときに、お話を伺いました。直ちにきちっとするよというふうに指示をしとったんですが、まだ刈ってないですか。直ちにするように ということで、それぞれ仕事の段取りを持ってやっておりますんで、おそらくもう段取りは済んでおると思っています。まだきょうの時点でかかってなかったというふうに思っておりますので、その辺は御理解を賜りたいというふうに思います。

それと、今の保育園の件ですね。御注連会館のほうでセンターの御配慮によりまして、保育園を開所できました。地元の御協力もありまして、無事スタートいたしております。園児の方もふえられるということで、子供さんの声がたくさん聞こえるということは、この豊田前にとっても、美祢市にとってもありがたいいいことだなというふうに思っています。

それと、あそこ避難所にも指定をさせていただきましたので、その面においても、あの御注連会館の果たす役割というのは、大きくなったというふうに思っております。

その反面、今おっしゃいました旧保育園のほう、これまで子供さんがおられて親御さんもついて来られたりしましたんで、あの地域の活性化の源の一部を持ってあったんだなというふうに思います。それが、今ポツンと空いてしまいましたんで、周りに住んでおられる方々が、何か火が消えたようだなというふうに思っておられることもよく理解できます。今後、市といたしまして、地元の方々がそういうふうなお気持ちを持っておられると十分理解しておりますから、何らかの形で保育園の跡地も活用することを考えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） ぜひお願いいたしたいというふうに思います。

それから、この4年間、一般質問に立って大体お話をさせてもらうんで、多分市長

もういい加減わかったと言われるかもわかりませんが、遊休地を、宇部興産からいただいた土地があるということで、前回3月に一般質問させていただいたときに、何らかの民間からの御提案も受けたらどうだということで、いろいろ私なりに企業の方にお話させてもらって、実はその企業さんと一緒に、市長がおられなかったということで副市長のほうに、こういった提案があるんですがどうかということの御提案を一緒にしに行きました。で、どういうことかと言うと、そこにアパートを立てて地域の活性化に貢献したいということで、その土地を安く提供していただけないだろうかということ、また、今の行政改革の一環の中で、遊休地を売却していくというような項目もございますので、そういった面も含めて、今どういう、3年半の中で、何回か一般質問をさせていただく中で、同じことを何回も聞くようですが、どのように市長も考えて、今後やはり先ほど300人増設と言いましたが、やはりタイムリーなところに施策として持って行かないといけないというふうに思いますので、その辺り、どういうふうにお考えかお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の豊田前地区にかかります住宅の件です。いい加減にせよとは思ってません。これは西岡議員が豊田前地区御出身の議員として、その地域振興に関わることを一生懸命考えておられることは、素晴らしいことだというふうに思っております。

ちょっと今、副市長のほうに民間の方を連れて来られて話しをされたということ、今ちょっと確認をしましたがけれども、そのとき来られたときに、具体的な提案を見せてほしいということを今投げかけてあるということでもございましたので、またその具体的なものが出てきましたときに、私のほうで考えさせていただきたいと思えます。

それと、現在豊田前地区、御承知のように、2箇所、岡ノ台と、それから堤ヶ迫あるんですが、全部で18戸の建物を持っています。市営住宅ですね、豊田前の地区に。現在、市全体では822戸という非常に大きな市営住宅を持っております。これは、4割以上がもう既に耐用年数が来ておりまして、今後その建てかえも考えていく必要があるということで、計画的にやっていく必要があります。大変大きな財政負担を市のほうが負うようになりますので、これを行き当たりばったりでやって

しましますと、市の基盤そのものを倒してしまう恐れがあります。ですから、計画的にやっいてこうということで、今年度、住生活基本計画を策定をするようにといたしております。その中で、この豊田前も含めたこの市営住宅等に係ります中長期的な設計を出していきたいというふうに考えています。その中で、豊田前地区の市営住宅も考えるということになるかと思ひます。

それと、今の冒頭申し上げた、民間の活力を利用させていただくということも、大きなツールというふうに思っておりますので、検討に値するなということもつけ加えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） ぜひ進めていっていただきたいというふうに思ひますけれども、先ほど市長言われたように、豊田前2箇所市営住宅あります。厳密に言えば3箇所になるんですかね。教員住宅が多分市営住宅になったというふうに思っておりますので、厳密に言えば3箇所あると思うんですけど、新規に入れる場所はないんです。もう新規には入れないということをお聞きしておりますので、なかなか人口増加に対して新規で人を入れて活性化しようというようなことが、今のところの市営住宅でできないと、現状におられる方のみというようにお聞きしておりますので、その辺も考慮して進めていっていただければというふうに思ひます。

最後に、実は、気が早いというふうに言われるかも知れませんが、実は平成20年に、3月と11月ですね、ちょっと調べましたら、議会として、まだ平成20年ですから開所してすぐのときに、増設要望を法務大臣あてと地元の河村先生あてに出しております。当初計画は2,000人規模の施設をつくるということで、増設が完了して、まだ気が早いというふうに言われるかも知れませんが、こういうのは早目に、もしやる気があればですが、要望を行っていければというふうに思ひますが、市長としてのお考え、今後そういった要請を行っていくお考えがあるかどうかということをお聞かせ願ひたいというふうに思ひます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の件でございますけれども、結論から言ひます。あります。実際に、今あそこの あそこというのは言ひ方変ですが、社会復帰促進センターの用地、国が当初もくろまれた通り2,000人規模に対応できる用地を確保

を既にしておられます。で、今回、女性棟を300人増設されたということで、1,300人体制ということになっておりますが、これも先ほど議員が言われたように、平成20年3月10日に旧美祢市の市長、それから議長連名で国のほうに申し入れたということが、大きな功を奏したろうというふうに思っております。今後、まだこの1,300人ふえたばかりでございますけれども、この2,000人という大きな目標がございます。やはり収容される方がふえるということは、それに伴う生活物資も大きくなってくる。何よりも、働かれる刑務官の方、それから民間のSPCの方がふえるということは、雇用の機会もふえますし、それからこの美祢市の中における消費効果も大きくなるというふうに認識をしておりますから、この2,000人規模に向けて今後もやってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） 力強い御回答ありがとうございます。ぜひ行政としても進めていていただきたいというふうに思っております。また、秋山議長にも議会として、やはり行政と足並みをそろえた形で結構でございますので、是非そういった要望を提出できるようなご配慮していただければというふうに思っております。以上、大変、質問の内容がバタバタいたしましたけれども、御回答いただきましたので、これにて私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

.....
議長（秋山哲朗君） この際、暫時、11時まで休憩をいたします。

午前10時47分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。南口彰夫議員。

〔南口彰夫君 登壇〕

21番（南口彰夫君） おはようございます。外は大変な雨です。先ほどちょっと遅れてまいりましたが、土砂降りでした。この台風の影響だと思っておりますが、ことしは震災後、長雨でそれこそ日本列島全体が被災地域になるんじゃないかというぐら

いに、非常に災害・防災等、大事な課題だということを改めて認識をいたしました。そういう点で、非常にこの雨の中で、職員の皆さんは当然災害に備えるため、また緊急時の出勤に備えるために、大変な御苦労があると思います。そうした中に議会が開かれ、市民の声がこの議場並びに市政に届くようにという声を受けて、一般質問に入りたいと思います。

まず最初に、ごみの生ごみの処理の問題です。これは、かつて美祢市が合併する以前には、一市二町、美祢市と秋芳町、美東町で衛生組合議会というものが設置されて、今のカルストクリーンセンター、秋芳町に焼却場が置かれていました。ところが、これが約20年ぐらい前からダイオキシンの問題で、発がん性物質が大量に焼却場の中に残るということが全国的にも問題になり、山口県では何箇所かが非常に高濃度のダイオキシンが発見されるということで、従来の焼却方式を見直すことが必要なのではないかということが議論をされ、既に山口県では三、四箇所が、この美祢市と同じように固形化燃料という処分場が建設されています。

この建設する経過の中に、非常に複雑な問題がたくさん生まれました。それは何かといえば、今までは煙突から煙が出ていたんです。当然、焼却ですから。ところが、これからは煙突が必要ないと。煙を出すことがないからということで、煙突のないごみ処理場というところから美祢市議会の、総務企業委員会でもそうですが、私自身一市二町の衛生組合議会の選出で、若干長めにやっていたので、いち早く当時の厚生労働省が、この固形化燃料方式を自治体に検討するようにという通達等もあり、国が補助金を、かなり大幅な補助金を出してというニュースも流れて、美祢市議会と、一市二町の衛生組合議会では、相当議論をして建設に赴くと。ですから、実際にこの固形化燃料、親指程度のものに圧縮して、石炭が大体6,500カロリーというところを、4,000カロリー以上の燃料として使えるということで、非常に大きな期待が持たれました。そうした中に、美祢市もこうした焼却方式から、固形化燃料方式にということ切り換えて建設すると方針が決まって、方針が決まるのはよかったんですが、建設業者との関係で、またこれを喧々諤々しなければならないことが当時ありました。

当時は、いち早くその技術を開発して、厚生省等も含めて特許を申請するという中に、企業で言えば伊藤忠というところの系列が、関東方面では主流だったんですが、一つ大きな欠陥があるんじゃないかということが、それは何かと言えば、固形

化した燃料をどう再利用するんかといったところでは、この山口県の方面、西日本では、まだまだそれが具体的になっていない。ですから、固形化した後が、それを燃料としてどう使うのかということが、今後議論になって、その後議論になって、美祢市の場合は石川播磨重工を母体とした企業に受注させるという経過を踏みました。で、その中で、当然地元の企業というものが、こうした大きな予算が、10億、20億かかっていく大きな事業にどうかかわっていくんかという質問を、この本会議場でも委員会でも何度か私はしてまいりました。

しかしながら、その当時はこうした大きなプラントやベルトコンベア等を含めて、これに対応できる地元の企業、特に能力があるといえるような状況にはなっていないではないかということが、一つの議論の結論となってしまったんです。しかし、一応執行部もその衛生組合議会でも、今後保守点検 修理等です 保守点検等が、当然地元の企業に対応できるように育成すべきではないかと。強いて言えば毎年何千万という保守点検料を、石川播磨重工というよりも、その関連する子会社に依存するということでは、地元の人材も人も組織も育たないということで、将来的には人も企業もできる限り美祢地域へ、その一市二町ですから、旧美祢市とは限ってないわけです。秋芳町であろうが美東町であろうが、一市二町の中からそうした企業や人材、ノウハウを持っている人材を育てるとということが非常に重要だということが併せて確認をされ、この事業に入っています。

そうした経過を踏まえて、固形化燃料が、いろいろ議論があったんですが、伊佐セメントのほうで燃料として利用していただいていると。こうした経過を踏まえて、執行部にお尋ねをしたいのは、当然もう既に前市長、前々市長のころのお話です。その当時の議事録といっても、保管義務が行政事務に関わる場所は5年ということになっていますから、その当時の市長がこう言うたとか、担当課長があねえ答えたということを引っ張り出しても仕方ありませんので、そうした経過を少なくとも知っている方がおられると思いますので、踏まえて御答弁願いたいと思います。

それから、2番目の、社会復帰促進センターと共生事業のあり方と、今後の課題についてです。これは、私何度か率直に申し上げたことがあるんですが、思い起こせば平成14年だったと思います。豊田前に刑務所を誘致するという話しがこの議会から持ち上がり、その後、当時の市長や議長が恐らく森山眞弓大臣だったと思います。要望書を提出したということが全国的にテレビ、新聞等で報道されて、あっ

と驚くというような形になってしまったわけです。非常に、刑務所を誘致をする自治体というのは、全国で初めてでまれであると。そうした中、地元の豊田前町で、当時、有権者、選挙権がある人たちが950人程度おられるという中に、約630人の一人ひとりの署名捺印を、刑務所は建設反対と、看板も立っていましたが、その署名が寄せられたので、地元の代表6人と一緒に私が法務省に行った覚えがあります。森山眞弓大臣に対して、建設は地元の子供たち、また地域の環境が、これらを考えると大きな心配があると。

それからもう一つは、当時の工業団地、工業団地として地域整備公団が造成しているのに、美祢市も約14億程度の金をつぎ込んでいると。この工業団地について、完成したときに、地元の小学校、中学校の子供たちに作文を書いてもらってるんですね。この工業団地ができれば、働く場、雇用の場、これができて、私や僕たちが美祢市の外に出て行って働かなくて済むと。ここで、おじいちゃんやおばあちゃんとともに暮らすことができるという作文がたくさん寄せられていた。そうした中で、寝耳に水のごとく、こうした刑務所を誘致するというのを、当時のトップが決めたわけです。

で、しかしながら、やっぱり地元にはそうした夢が、子供たちの夢をある面は行政として、議会として、当然長期計画、市の長期計画、それからそういう企業、工業団地をつくるという中に、素形材タウン構想、当時の通産省が打ち出した東京の下町にある鋳物工場、そこには、非常に機械ではつukれない、人間の手の指先でしかはかることができない微妙な技術があると。しかし、高齢化していると。それを、このまま廃るのは日本の経済の発展にとっても、さらに当時は既に国際競争がうたわれていました。国際競争の中に経済が、日本の経済が埋没しないように育てていくためにも、これを地方に分散をさせ、そうした優秀な働き手、担い手を育てて行くことが必要なんだと。

で、そのために、当時宇部興産の社宅跡地であったあの用地を買収をして、工業団地を造成し完成をして、本格的に売り出そうと。そのために西厚保のインターチェンジをつくり、さらには中心地に来福台という住宅団地もつくっていったわけです。あくまでも約1,500人程度の雇用を見込んで、水道、下水道等のインフラ整備を行って、膨大な金を、市民のお金をつぎ込んでいった。ところが、それを一瞬にして打ち破る。こうした事態の中で地元としては当然のごとく、子供たちの将

来のためにということで、反対運動が起きて、私も一緒に法務省に行ってきました。ところが、要望書を渡して、こういう声をとということで望みましたが、残念ながら当時の国も含めて県も、地元の美祢市の全体の意向としてということ調査をすれば、後々よく考えてみると、美祢市の全体の人口全体から見れば、約5%にしか過ぎないと。しかも、ここから435の国道を走れば、地元の奥分の桃木小学校区を境に大きな山を越えて、なんとなくよその市か町かと思われるぐらいのある程度の距離があって、強いていえば美祢市からある程度行政も政治もなんとなく、はざまのような地域だったので、その声、5%の反対、しかし約9割方の、強いていえば中心部の市民を中心に、経済効果が、当時7億5,000万円程度はあるということの宣伝が行き届いていたために、ほとんど反対運動が実際には何となくつぶされてしまった。

その後、しかし法務省も共生事業だと、共に生きると。ともにという言葉が、恐らく美祢市で公然と使われたのは、これが初めてではないかと思います。25年前に私が美祢市に来て、平成3年に美祢市議会に出てからも、共にというのは共産党の共の字を使うんで、ある面、かなりの人たちが言葉として使うのは敬遠している風潮がまだ残っていたんです。それで、そうした中に、法務省が共生事業という名のもとに、地域と連携、密着をしてということで取り組みたいということ、非常に強く強調しておられた。

で、私その後、反対運動の当時リーダーと言われたんですが、マスコミの世界で、リーダーになるつもりはなかったんですが、その後、気になり、年に二、三度は欠かさず法務省に行っています。以前は、10年前ぐらいは、山口県なり美祢まんじゅうを持って行くと、机のそばに置きちよってくださいと言われたが、今ごろはそんなもん持って行きよると、向こうが本当迷惑がって怒られるから、先日は竹箒を持って行きました。その前は、ちよるるの人形とかバッジとか、そういうものを持って行ったら、こういうもんじゃったら贈収賄にならんということになるんでしょうね。先日は、美祢市の美祢農林がつくっている竹箒を持って行って、担当の方々は、もうある程度、何度かいただきましたと。だけど、職員ちゅうのは、あそこは市も一緒ですから、国ですから、かなり大幅に異動があるんです。だから、まだまだ知らない職員がおって、美祢市でこういうものがつくられているんですということで、大変喜んでいただきました。

という中で、結局ここでは何が言いたいかといえ、地元との関係で、今度フジタという企業が今増設してありますが、このフジタという会社、去年たまたま私が本部に行って、仕事をさぼって角の喫茶店でコーヒーを飲みよったら、どっかで見た会社じゃなと思うたら、フジタという本社がそこに、目の前にあったんですが、それ以前からその関わり合いで、事業の進め方そのものについては、もうこれは入札ですから、前回の竹中・清水のゼネコンとの関係で見ると、地元の企業の参入が非常に弱い。しかし、これがフジタの場合は事業の発注が1ヶ月遅れたんですが、これが低入札というて、価格を下回ったということで、1ヶ月間保留されたんです。ところが、国の公共事業の、それこそガイドラインじゃないですけど、下回ったものに対して何で切り捨てんじゃないかと言え、やっぱり世の中ちゅうのは変わりよって、国際公契約というものが法律じゃあなくて国際条約の中にあって、国の大きな事業は、国際的な取り決めというものに制限されるという対象に引っ掛かったということで、低価格を割って入っちゃうが、1ヶ月間精査した結果、フジタに決定をしたという経過があります。

結論は何が言いたいかといえ、やっぱり広島支所にある清水・鴻池は、旧美祿市も含めてお付き合いが長いので、地元の企業も当然下請けとの関係で実績がありました。ところが、このフジタは非常に低価格で取っているために、非常に厳しい条件をつきつけたんだらうと思います。ほとんど地元の企業には、強いて言えば事業費の、それこそ1割、2割はおろか、数%も落ちないという結果になっています。

そうした中に、これが建設が完成された、約300人の女子センター生が入ってくる。ところが、これでもう少し経済効果が上がるのかなと思ってたら、中でリストラが行われよるということで、どういうことだろうかと言うて、当然法務省にも意見を聞いたんです。そうすると、約300人の女性の入ってくるセンター生について、訓練、教育、作業、これを一体としてという話なので、結論は何かと聞いたら、配食サービス、掃除、洗濯、強いて言えば家という家事です。そういうところに係るものは、すべてできる限り入所者にさせたいと。で、それが、今働いている食堂なり調理師さん、こうした方々は、作業するのではなく指導員としての働く方を検討していただきたいという話をしていると。それに見合わない人たちは、必要な場所と地域で就職のあっせんをしますよと。結論は体のいいリストラなんです、

ところがこの大義があるのは、そこに入ってくる約300人の女性に、いろんな形で作業というものを、地元だけではその作業、刑務作業に限られているので、センターの中での、いろんな食事から清掃も含めて、清掃も恐らく今大きな業者が入っていると思うんですが、そういう訓練、教育、作業、そうした形でやらせていきたいというような考え方を持っているそうです。

こうした中で、それがなぜもっと、国の段階でそういうものが検討されていたのなら、法務省で事前にわからなかったのかという協議、地元になぜ伝わらなかったのかということで、島根県の美祢市と同じような形でつくられているところを若干調べてみたら、そちらでも同じようなトラブルが起きているかとお尋ねをしたところ、いやうちは、島根は、特にそうした問題が起きないようにということで、法務省と定期的に協議をするという協議会を公式に設置しているということで、情報の交換もいち早く自治体に下ろしてもらおうと。その中で、是々非々を議論しながら執行してもらおうという話を聞きました。そうした点では、美祢市の場合は若干行政の対応が、日本で初の刑務所誘致でありながら、建設がなされておりながら、そうした面での対応の不十分さがあるのではないかと感じましたので、その点で質問をさせていただきたいと思います。

最後に、美祢市の福祉サービスのあり方についてですが、これ私本来なら、児童福祉についてお尋ねをする用意をしておりましたが、一般質問の通告を9月2日、する前に、既にもう判決が出ていましたので、児童福祉に関わるその質問ということでは、何となく場違いになるんじゃないかと思ひまして、急遽配食サービスにかかわる問題で、これは別にあえて中身それほどありませんので、福祉サービスのあり方と、今後の課題ということで、執行部並びに市長の率直な御意見を聞かせていただきたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

〔南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） それでは、南口議員の御質問にお答えをいたしたいと思ひます。一括質問ということで、南口議員が壇上より質問されましたので、私も壇上よりお答えをさせていただきます。

まず、1点目に申されました、カルストクリーンセンターのことでございます。

まず、現状と課題について申し上げたいと思います。市民生活に欠かすことのできないごみ処理施設として、本市では美祢市カルストクリーンセンターを秋芳町岩永に設置をしております。この施設は、御存知のとおり、焼却施設ではなく、先ほど申されたけれども、RDF、つまり固形燃料をつくる施設でございます。この後処理につきましては、宇部興産伊佐セメント工場にお願いをしております。

平成22年度1年間には、約7,000トンのごみが搬入をされておりました、処理能力が1日28トンでありますから、1日にはほぼ処理能力に近いごみが搬入されているといった状況であります。

こうしたことから、市民の皆様には、ごみの減量への御協力をお願いしているところであり、特に今年度は美祢市環境衛生推進協議会の御協力をいただきまして、減量化及び省エネ化を目的として、御家庭から出る生ごみの堆肥化のモニター事業を実施をしているところであります。

一方、RDF施設の機械のメンテナンス、修繕につきましては、随意契約により業務委託をいたしております。異物の混入、この異物といいますのは、特に金属類、鉄類であります、原因と思われませぬ機械の故障がかなり頻繁にありますが、素早く修理がされ、より早い運転再開をしております。施設は先ほど申し上げましたように、ほぼフル稼働といった状態にありますので、トラブルへの的確な対応にこのほか気をつけておりました、市民の皆様へ御迷惑をおかけすることのないよう、努力をいたしているところであります。

現在の施設の課題は、一つには省エネ化であります。この施設の稼働に、ごみに含まれる水分の調整のため、年27万リットルの灯油を消費をいたしております。このことから、先ほど申し上げましたように、ごみの減量及び省エネ化のために、特に今年度は生ごみの堆肥化モニター事業に取り組んでおりました、ごみの中で水分を多く含む生ごみを減らすことができれば、使用灯油の量もそれにつれておのずと減らすことができまして、省エネ化とともに経費削減にもつながっていくものと考えておるところであります。

二つ目には、カルストクリーンセンターのメンテナンス及び修繕に関しまして、この施設は平成11年度から稼働を開始をいたしました施設で、できるだけ長く使用していかなければならないというふうに考えております。そうした観点からは、

的確なメンテナンス及び修繕を行い、大事に使っていくことが必要重要というふうに思っておるところであります。

現在の委託業者によりまして、機械の改善等がなされ、故障等は以前より格段に減少しておりますが、今後もの確な維持管理を行っていく必要があるというふうに考えております。

次に、地元企業の育成のために何が必要かという御質問であったかと思いますが、これにお答えをいたしたいと思っております。

私といたしましては、地元企業を育成することは、大変重要なことであるというふうに思っております。しかしながら、カルストクリーンセンターは、稼働当初、トラブル続きで大変な苦勞があった、そして大きなお金が必要となったということも、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、議員もよく御存知のことと思っております。現在の維持管理委託業者にかわって以降、かかる経費も半分となりまして、運転も順調に行われておるといことが事実であります。今後、地元企業が努力を重ねられ、現在の維持管理委託業者と同等の力をつけられたと客観的に判断されましたときには、このことにつきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、第2点目の、美祢社会復帰促進センターとの共生事業のあり方と今後の課題ということの御質問でございますけれども、御存知のとおり、美祢社会復帰促進センターは、日本初のPFI方式によりまして、男女合わせて1,000人を収容する矯正施設として、平成19年4月1日に開所されました。その後、法務省におかれましては、平成21年6月に女性受刑者をさらに300人収容するための収用棟増設計画を公表されまして、間もなく増設工事が完了し、本年10月から1,300人を収容する矯正施設として運営されることとなっております。

本市におきましては、法務省が掲げられておられます、地域との共生の実現を目指し、美祢社会復帰促進センター運営開始以前の平成17年4月に、美祢社会復帰促進センター対策室を、さらに平成18年には、矯正施設活性化推進室を設置いたし、これらの部署が地域住民や市内商工業者と美祢社会復帰促進センターの橋渡しの役割を務めておるところであります。

さて、このたびの女子受刑者収用棟増設に関しまして、法務省からの本年6月の報告によりまして、増設後の運営に当たりまして、これまで民間企業で行われておりました施設内の給食業務及びリネン業務を、職業訓練として受刑者に行わせるこ

とし、当該業務の民間企業従事者を39人削減されると聞いております、これは、先ほど南口議員がおっしゃったとおりであります。一方、収容棟増設に伴う新たな業務といたしまして、警備員等に27人の新規雇用を確保するとの報告も併せて受けておりますが、いずれにいたしましても、先ほどの件と相殺をいたしますと、全体で12人の雇用が削減をされるということとなります。美祢社会復帰促進センターに地元雇用の拡大を期待をしております本市といたしましては、美祢社会復帰促進センター内の民間企業に対しまして、新規雇用を計画されている市内の民間企業への紹介などの対策を講じているところであります。

美祢社会復帰促進センターは、当初全体で2,000人収容する計画とされておりますことから、今後も収容人員の増加に伴う施設の増加計画の可能性もありますので、法務省との協議を続けてまいりたいというふうに考えております。

それから、この質問について最後に申されました島根県のおっしゃいますことが、2番目につくられました施設だろうと思います。旭村ですね。ここには協議会があって、定時、常時で国と協議を重ねておるので、先ほど申し上げたようなことがいち早く伝わっておれるが、この美祢市においてははないということでございました。この島根県におきましては、地元基礎自治体がかかわっておるのではなく、島根県が直接国と協議対応して運営に携わっておるということでございまして、その点が我々この基礎自治体、3万弱の市がすべてをやっておるというのとわけが違うわけでございますけれども、でありますけれども、我々はやはりきっちり、法務省サイドと、国と意思の疎通をしまっていることが非常に大事なことだというふうに思っておりますので、常に職員等派遣をしたり、また法務省から来ていただきまして、意思の疎通を重ねておりますけれども、島根県の例は我々の取っておる体制よりも、もっと早い情報が得られるとか、運営上そのほうがよろしいというふうなことがあるようであれば、同様な形をとっていくか、もしくはもっといい形をとる道があるかどうかを検討をしてみたいというふうに思います。

それから、最後に申されました美祢市の福祉サービスのあり方と今後の課題についてお答えをいたします。

美祢市の高齢化率は国・県を大きく上回っている状況であるということは、先日の報告で申し上げましたが、また障害者手帳の交付件数は年々増加傾向にあることなどから、福祉サービスの重要性は今後ますます大きくなっていくというふうに思

っております。第1次美祢市総合計画の大きな柱の一つであります安全・安心の確保を達成するためには、福祉サービスが衰退をすることがあってはならないということでありまして、引き続き利用される皆様の利便性を第一に、サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

もちろん、このたびの裁判の直接の事件となりました配食サービスにつきましても、総合計画の基本方針である医療・福祉が充実したまちづくりに欠くことのできない重要な事業であると考えておりまして、引き続き市民の皆様のために事業を実施していくつもりでございます。

なお、今後福祉サービス事業を実施していくに当たっての課題といたしましては、多様化するニーズに対応するサービスの構築や、経費の捻出等がありますが、何よりもまず今回の裁判の判決を厳粛に受け止めるとともに、このような訴訟が提起されたことに対して率直に、これも先日申し上げましたけれども、襟を正す必要があるというふうに考えております。

このことは、福祉サービスのみにとどまらず、市の事務事業すべてに当てはまることであるというふうに考えておるところであります。

壇上よりの答弁は以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 市長、先ほどの答弁書を読み上げられた中に、今の業者になって修繕費、保守点検修繕費の委託費が半分になったと。非常に大きく減額されたということをかなり強調された。そこで、お聞きするに当たって、当初先ほど述べたように旧美祢市、秋芳町、美東町で、一市二町の衛生組合議会で、この建設が議論をされ、美祢市議会では、旧美祢市議会では総務企業委員会で、当然業者の方に来ていただいて、見積書の説明をしていただいたことがある。で、少なくともその見積書を見直すならばと、見直すならばと言っても、見積書がここにあるわけじゃないんです。私の頭の中へある。現物はもうどこへ行ったかわからん。ですから、ほぼ記憶に頼ってと。で、少なくとも約、石川播磨重工と当時伊藤忠系列で日本リサイクルという会社があったんです。で、日本リサイクルのほうは、技術的にも、それからそうした固形化燃料化事業には、いち早く携わって、厚生労働省との関係で、うしたものを普及するための補助金などの協議をする窓口にもなった。双方から当然その建設費や保守管理料の見積予算をとって議論をしたことを記憶してお

ります。約3,000万円前後と併せて、当時ベルトコンベアを何年に1回交換をすれば、消耗品ですから、車でいえばタイヤと一緒になんです。その消耗品を交換すれば、5,000万、6,000万円程度の費用がかかるという議論を大まかに議論した記憶があります。ただし、美祢市の場合は、今の施設を建設して数年後に、私が記憶しておるのは、当時の市長と議長が、それこそ顔を真っ赤にして激怒したというような単価で、記憶からすれば約2億円近い以上の修繕費を見積もりが来た。で、これは話が違うじゃないかということで、議会でも相当時間をかけて喧々諤々となったんです。そうした中で、当時の総務企業の委員長だれだったか忘れたんですが、そうした中で何度も何度も見積書を見直しをさせると。それでも約1億近くかかったんじゃないかと。その後、減額した減額をしたということになるんですが、今さら石川播磨重工がよかったのか、それから日本リサイクルという企業のほうがよかったのか、それを比較しようが一見ないんですね。ところが、これが日本リサイクルのほうを今の、新南陽市合併しましたから、周南と合併しましたから、その新南陽市が当時美祢市と同じように検討、導入を協議しちよった。それから、豊北4町で、豊北4町といえば、豊浦町、豊田町、豊北町、それからこっち、道の駅があるところ、(「菊川」と呼ぶ者あり)そうそう、ありがとう、菊川町と、この4町で、豊北4町で導入して、豊浦町に設置するというので、この2箇所は日本リサイクルの伊藤忠のほうでやられている。美祢市でそうした、非常に水分と塩分でベルトコンベアを中心に、しかも歯も非常にもろいということで、その交換が必要で、経費がかかり過ぎると、予算が。当然、私はそちらにはそれぞれに何人もお友達がいるので、内々に資料をもらって、毎年の補修、整備、部品の交換等について相談をして、ある面、議会でも取り上げたことがあります。美祢市の場合は余りにも異常にも、保守点検料だけでなく、修繕費そのもの、部品の交換そのものが余りにもコストが高すぎる。ところが、欠陥があるかないかというところまで突っ込んで言うほど、技術的なものがありますので、自信のない、しかも根拠のない客観的な事実、客観的な根拠、これのないような質問は、発言を絶対してはならないというのが、日本共産党の立場ですから、たまにええ加減なことを聞くけど、じゃけど、このルールを踏む外すことがないように質問しなければならないというところに、当時は限界がありました。しかし、先ほど市長が言われた、委託費が半分になったとか、非常に減額されたということは、逆にいえば当時の見積書から見ると

らば、今の時点では強いて言うなら、その根拠を示してもらえりゃ別なんですけど、本来はもともとずっと安かったという思いがあるんですけど、その辺では市長の先ほど言われた委託費や修繕費やらが半分とか大幅な減額になったという意味も、ある意味では若干根拠が薄いんじゃないかなって、ふと思いますが、いかがですか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今の南口議員の御質問ですが、根拠が薄いとおっしゃいましたけれども、当時の美祢市、執行部サイドも検討に検討を重ね、議会のほうも検討をされ、協議をされ、審議をされ、そして決定をされて、石川島播磨重工が落札をされてやられたということです。ですから、石川島播磨重工というのは、御承知のように、非常に大企業です。そのノウハウ、そしてその積算に至る行為については、信用度が高いということがあろうかと思えます。そこをベースにやっておったことが、ベースとしてあり得ないから、根拠がないということの議論であれば、それはちょっと考えずらいかなと思えます。

私も実はその当時、市の職員でありました。旧美祢市の職員でありました。財政課の職員をしております、原課から上がってくる予算積算、納得がいくまでつきかえし、資料をとらせて、そしてやってました。それが夜の12時になろうか明け方の2時になろうか3時になろうか、財政課が納得しないと予算に上げられないという状況でございましたので、よく覚えております。

私も財政課の職員として高すぎると、そして故障が多すぎると、石川島播磨重工が言っておられることは、大企業であるけれども、これが本当かどうかはわからない。先ほど私が申し述べたこととちょっと矛盾をするかもしれませんが、そういうことがありました。で、他の企業でそういうふうなノウハウを持っておられるところがあれば、そことぶつけてみて、検討してみる必要があるんじゃないかということを申し上げたことを、今でもよく覚えております。その結果、今やっておられる業者になったかどうかは、私今のこの時点では申し上げませんが、現実的には石川島播磨重工から現在の業者に変わられて、年間のランニングコストが大幅に削減された。ということは、故障が非常に少なくなったということです。故障に係るコストが非常に高かったということですから、ですからその辺のノウハウは、現在やっていただいております事業者は素晴らしいなという思いはありますけれども、この壇上で申し上げたように、地元の事業者の方々と同じようなノウハウを蓄

積めるようであれば、我々、これ美祢市の施設ですから、その辺は十分に検討していく必要があるということをお先ほど申し上げたということです。答えになっておるかどうかわかりませんが、以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 平成10年前後するころの話ですから、当時の市長がどうであったか私はようわからなくて一言言やあそれで済むことなんですけど、どうしてもその当時の市長と、それから前市長と、かばおうとするから答弁に若干の矛盾が出てくるんじゃないかと思います。でも、そこを突っ込んでやったところで何の意味もありませんので、先ほど今後、地元の企業、人材、そうしたものが育成され、対応できるなら、当然検討していきたいという答弁をいただいていますから、この問題は若干宿題が残るような気もしますが、これで終わりたいと思います。

次に、社会復帰促進センター、これも、先ほど述べたように、私反対運動のリーダーということで、今でも法務省では、当時の名刺と当時の経過が記録でちゃんと残っているそうです。で、ところが、この法務省も、何と言うかね。担当の方は、かなり長うやりよる方は、かわっていないのに、名刺の肩書きが毎年のように変わりよるんですね。元は、共生事業何たら推進何たらとかやったんですけど、今は協働班 協働というのは、協力して働く班と書く の班長さん。だから、結局名刺、肩書きに応じてやっぱり公務員は仕事するわけですから、名刺の肩書きが変わるということは、果たす役割がやっぱり変わってきちよるということなんです。そのことで、従来美祢市も活性化推進室というきちんと商工労働の所管で対応して、地元の事業所なり、それから働く人たちの要望なりを含めながら、非常に、大変苦勞されながらセンターとの中に入り、協議の場、また直接企画課が所管をし、情報を収集するということでは、努力されてきていると思うんです。ところが、時代の流れというのは、もっともっと早くテンポが進んでいるので、ですからその、よそがどうこうちゅうよりも、定期協議会を設置すると、定期ということになれば、それが1ヶ月単位なんか3ヶ月単位なんか、極端に1週間単位なんか、これが設置されれば、国の法務省のほうが現地に赴くことが原理原則になっちゃうんです。そうすると、こちらがうろろして情報収集するというよりも、定期協議会を設置することになれば、当然国がその間に県が入るか、それとも美祢市だけにするんか、それとも地元商工会も含めながら協議会の設置の目的は当然検討していただき

たいと思うんですが、定期協議会はやっぱり設置していただくという方針をやっぱりぜひ持っていただいて、法務省との交渉に臨んでいただきたいと思います。その点ではどうです。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 先ほど壇上で申し上げたとおりです。前向きに考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 美祢市の福祉サービスのあり方についてです。これは、私もともと配食サービスというのを、介護保険法そのものを相当国に通うて勉強した記憶があるんです。で、配食の裁判等、控訴されていますから、その後どうされるかというのは、今後ゆっくり協議していく必要があると思うんですが、一番美祢市で当時問題が、配食をするときに問題というか、協議が一番重要になったのは、美祢市が事業者に対して、事業者で、当時伊佐の公民館じゃったか、約10社近く、10数社ぐらい事業者が説明会に来られていたはずなんですが、ここで一つ引っ掛かったのは、全地域への配食が可能なことということが、当時の条件と付けられていたんです。で、この全地域に配食が可能なことということで行くならば、美祢市の業者で、美祢市のこの広域に、今も恐らくそうではないかと思うんですが、ただ、当時、当然宇部や小野田との比較ということのもの見方がつよかったので、合併以後も、美祢市の例えば面積が470キロ平米なんです。で、それに対して、例えば人口は2万8,000人なんです。そこに対して、例えば宇部市は287キロ平米で、人口は約18万。そうすると、この人口の少なさと面積の広さでいうならば、それは約1.7倍、1.8倍近い面積抱えて、しかも人口は8分の1足らずの人口で、それをこの全地域を配食が可能なことということの厳しい、ある面では厳しい条件を付けておられるんです。そうした中で、実際に配食サービスに関わる業者が非常に少なくなってきたという中で、私は配食に限らず、美祢市の福祉、これ教育もそうなんですけど、美祢市のこの面積で小学校は、旧美祢市で言やあ、桃木、それから一番豊田前、それから西厚保、それからこっちのほうから行きやあ、私済いません、美東は大田小学校と綾木小学校とか何箇所しか知らないんですが、人口と面積の割合から見て、福祉に限らず教育も含めて、一人当たりに対するサービス

の提供が非常にコストが高いんです。で、そのコストが高いものを、学校の先生らも含めながら、現場では相当苦勞されよと思うんです。それと同じように、行政のほうも、それから受ける事業者のほうも負担が大きい。本来なら、そういうことを含めながら、国の地方交付税措置が本来ならあるんですが、それをある面カバーするだけの交付税措置が実際にあるのか。今後期待されるのかどうなのかを、まずお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 最後に申されました、地方交付税措置ですよ。根本的な考え方は、日本国民たるもの、日本国土に住んでおる限りほぼ同様の基礎的な生活が送れるようにという崇高な理念のもとに、地方交付税があります。ですから、東京のように、本社等集中しておるところ、大企業、大きな税金が入ります。人口密度も高い。1,000万を超える人たちがおられる。そういうところには税金が入ります。そういうふうなお金を、地方においても同様に生活できるようにということで、国がその分を分配をして、適正に配分をしておるのが普通交付税です。今申されました、福祉、地方においては過疎化が進んでいます。そして、人口密度が小さくなっています。そして、高齢化が進んでいます。そして、少子化が進んでいます。すべからく行政コストが膨らんでいくんです。地方のほうが、中山間のほうが。これに対して、入ってくる税収は少ないということ。それに対する地方交付税がじゃあふえるんかと今おっしゃただろうと思いますけど、ふえません。今、日本全体の経済のパイが小さくなっておって、地方交付税の全体のパイ、大きさがどんどんしぼんでいっております。ですから、我々のような市が本当に生き残りが難しい、厳しい時代になっている。であるけれども、高齢化が進んだ、お年を召した方に、ちゃんと生き抜いてほしい、幸せに生き抜いてほしい、そして子供たちは夢を持って希望を持って育てるようにしていく必要がある。この二律背反をやっていくのが、今の地方における基礎自治体、地方自治体の大きな宿命であるし、使命だろうというふうに思っています。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 今の市長の答弁で、一言だけお尋ねしたいと思います。

日本国憲法とか教育基本法とか、福祉にかかわる法律も含めてすべて、日本国民

である限り、どこで生活をしようが、等しく教育を受ける権利があるし、等しく福祉を、サービスを享受する、受ける権利があるということが謳われていると思うんです。だから、東京で住んじょきゃAクラスの教育が受けられるけど、美祢市におったらCクラスかDクラスになりますよというようなものは、法の下に平等である限り、そうした格差や差別は存在しないはずなんです。ところが、少なくとも地方公税できちんとそれをフォローしますよということになっているんですが、そこで再度、もう一度お聞きしますが、美祢市の子供たち、美祢市のお年寄り含めて、教育や福祉がどこに住んでおろうが等しく受けることができるんだと。それを保証するのは、執行部なり、市長、副市長の責任なんだということについて、異論があれば一言、最後をお願いします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） そのすべての責任は、市長たる私が負っております。その使命感を持って仕事をさせていただいています。

以上です。

2 1 番（南口彰夫君） 以上、終わります。

.....
議長（秋山哲朗君） この際、暫時、午後 1 時まで休憩をいたします。

午前 1 1 時 5 7 分休憩

.....
午後 0 時 5 8 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

2 番（岡山 隆君） 皆さんこんにちは。公明党の岡山隆でございます。

皆さんも御存知のように、9月2日に野田新内閣が誕生いたしました。民主党は、2年前に3年間で3人の総理大臣を変えたことに関して、即刻衆議院を解散して、真意を問うべきであると大合唱で主張していました。しかし、政権を交代して、政権を担う立場になってから、民主党は何と満2年をたたないうちに3人の総理大臣を交代してしまいました。政治家や政党は、自らの発言に対して責任を持ってこそ、国民に信頼される政治ができます。しかし、現実とは程遠く、政治不信を増殖し続

けていきます。市民の皆さんは市議会議員のこの仕事ぶり、発言、振る舞いに目を光らせ、チェックしていただくことで、私たち市議会議員はきちっと襟を正していきたいと思います。

私は公明党議員の立ち位置として、弱者、庶民を守るという立場に立つということは今一度再確認し、自らに課してまいりたいと決意しております。そうした観点から、福祉行政の中で、介護保険制度に絞ってお尋ねいたします。

初めに、介護保険事業計画の総括と今後の介護保険事業計画策定に関してお尋ねいたします。

現在、我が国は人類がいまだ経験したことのない超少子高齢化へと突入しております。介護保険制度が創設されて12年が経過し、現代社会の構造変化に大きな影響を及ぼしてきた、この団塊の世代が65歳の高齢者の仲間入りを眼前にした今日、次の10年、20年を展望すれば、この必要な介護サービス基盤整備を避けて通ることはできません。介護保険制度創設から10年が経過した2年前に、制度の総点検の必要性を感じ、3ヶ月間で全国の公明党議員3,000名が聞き取り及びアンケート調査を行った結果、10万件を超える事例が集まり、貴重な意見と問題点が浮き彫りになったところであります。この総点検において印象的なものとして、介護利用者における在宅介護希望者と施設介護希望者が半々という結果でありました。我が国の産業構造と、その住宅事情によるものと考えますが、施設介護希望者が予想以上に多いという結果でありました。

そこで、本市における特別養護老人ホームなど、介護施設の待機者の実態把握と、その解消に向けての対応がどうであったのか、また有料老人ホーム、ケアハウス、グループホームなどの特定施設の整備状況と経済的負担軽減策などは適切なのか、各施設の立ち位置など、安全防災、防犯対策などの、この一定のルール化はあったかなど、第4期介護保険事業計画のその推進状況と総括について、まずお尋ねいたしますので、市長の御所見のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） それでは、岡山議員の第4期介護保険事業計画の推進状況と総括についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

第4期介護保険事業計画につきましては、平成21年度から23年度までの3ヶ年間を計画期間として定められました事業計画で、ことしは最終年度になります。

推進状況につきましては、まず施設の整備状況に関しまして、本計画期間中に予定をされておりました地域密着型小規模特別養護老人福祉施設1箇所、地域密着型小規模多機能型居宅介護施設1箇所、そしてグループホーム2箇所については、それぞれ達成をされているところであります。

次に、第1号被保険者の状況として、高齢化率はおおむね計画上の見込みどおり推移をしているところでありますが、計画に対して要介護認定者数が増加をする一方で、要支援の認定者数が減少いたし、その結果、全体の認定者数が計画よりも減 減るということです。認定率が若干低下をしております、傾向といたしましては、認定者の介護の重度化が進んでいるものの、新たな要支援、要介護者の増加は抑制をされているという状況にあるというふうに考えております。このことは、給付費にも影響を及ぼしているところであります。

次に、要支援、要介護状態となります前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態となりました場合においても、可能な限り地域において自立をした日常生活を営むことができますよう、支援をすることを目的といたしました地域支援事業については、介護予防事業、包括的支援事業、そして任意事業がそれぞれ実施をされておりますが、これらの事業の実施が、先ほどの新たな要支援者、そして要介護者の抑制につながっているものというふうに考えております。

今後の課題といたしましては、認知症と高齢者虐待に関わります困難事例が増加をしていくということが予想される中、地域包括支援センターを中核といたしました高齢者の尊厳を守るためのネットワークの構築にあるととらえておるところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今回の要介護、第4期の総括については、だんだんちょっと絞りましてお話をしてみたいところであります。

今、市長からの御回答で、要支援1、2の方が減って、逆に要介護3、4、5、そういったところが重度化なって、その給付費が、介護保険税の給付費が増加しているということで、非常に大変な状況になっているな、そのように思っております。

問題、この要介護3、4でありながら、介護施設への入所ができないといいますが、待機者はいろいろとらえ方はあると思えますけれども、300人程度ではない

かと、2とか3とか、そのように美祢市ではそういった状況になっている。

だけど、そのことも踏まえまして、今後の高齢化に伴って介護施設入所者を、いずれにしてもこの高齢化に伴って増加してくると。現在、こういった在宅介護をするために、男性、女性を問わず、60歳の定年を前に仕事をやめて、両親の在宅介護に携わっているということを、よく耳にしております。今まで自分自身本当に育ててくれた両親への思いといいますか、そういった気持が深い。仕事をやめてでも、定年前を、両親がそういう介護を受けなくてはならない、そういった親に対して、やっぱり介護が必要な場合には見ていこうと、そういった形がよくあります。そういったことで、働けるのに早く職場を退職するというのは、労働人口の減少につながるということで芳しくはないんですけども、いずれにしても、そういった背景もあるということで、何とか今の、本来なら待機者が多く出るところを、そういったところで何とかカバーしているから、今の入所者で済んでいるのではないか、そのように思っております。

いずれにしても、問題はそういったところの今後バランスが崩れて、介護入所者が今後増加していく場合にあって、その点について、今若干説明もありましたけれども、その辺については緊急性がある場合には、何とか地域福祉の、地域包括支援センターのほうでいろいろ応急措置はされておると思いますが、その辺について、まだまだ十二分に施設入所者ちゅうのが結構まだまだ待機している。まずこの点についてどうなんかということ。それともう1点、民間経営としての有料老人ホーム、ケアハウスなど、こういった社会福祉法人の特別養護老人ホームもそうですけれども、全体の施設を見て、きょうも今非常に大雨が降って、河川敷がオーバーするまでじゃないですけど、かなり水位を、危険水域にも少しずつ近づいているということであります。そういったところで、こういった介護施設のそういった安全面、河川敷にあるこういった特養なんかの施設に対して、安全面でどのような今後対応をされようとしているか、今のままでいくんかどうか、その辺の行政として、社会福祉法人については、国・県の指導のもとで、指導がされておりますけれども、その辺についてまずお伺いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 白井高齢福祉課長。 村田市長。

市長（村田弘司君） 大変失礼いたしました。今張りきって課長が手を挙げましたけど、私が答えられる範囲は私がお答え申し上げて、後若干担当部署のほうによる

しいかというところは、後担当の白井課長のほうからお答えをさせていただきたい
と思います。

まず、今全体的な介護予防の認定、それから施策についてお尋ねがあったという
ふうに理解をしております。そのことについてお答えをいたしたいと思います。

介護認定そのものは、介護認定調査と介護認定審査会において、専門性の高い
方々の関与によって適切に行われているものというふうに考えております。

特に、認定調査につきましては、身体機能や生活機能等に関する74項目の調査
を行っておりますが、その際に御本人だけではなく、御家族の方にも立会をいた
だきまして、介護に関する情報を持っていただければ調査もしやすく、審査会へ事実
も伝わりやすくなることから、御家族の御理解と御協力をお願いいたすものであり
ます。

また、決定をされた要介護度に不服がある場合は、変更申請や山口県介護保険審
査会への申し立てについて、御案内をいたしているところであります。

次に、介護予防のための施策についてであります。まず要支援認定者に対しま
しては、地域包括支援センター職員が対象者の身体の状況や生活環境を十分に把握
した上で、ケアプランを作成するなど、積極的に関与をいたし、介護度の進行を抑
制しているところであります。

また、要支援、要介護の認定を受けておられない方々に対しましては、市内介護
老人福祉施設等の協力を得て、それぞれの身体の状況に応じて運動機能や口腔機能
の向上や、栄養改善等を目的とした教室の開催事業等を実施をいたしております。

残りにつきましては、白井課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 先ほどの岡山議員の御質問にお答えした
いと思います。

まず、1点目が、待機者の状況についてのお尋ねあったというふうに理解して
おりますけれども、先ほど市長申されましたけれども、第4期事業計画における施設
整備は計画どおり達成されております。このことを踏まえますと、関連施設の定員
数は、本年8月の調査の時点で463ということになります。これに対しまして、
待機者数は412という数字を示したところでございますけれども、この問題につ
きまして、厚生労働省における調査で、ここでいう待機者、すなわち入所申込者の

うち、実際の待機者は22.5%であるという、こういう数値も御報告されておりますので、そういったことも踏まえまして、冷静に対処をしていき、今後推定される要介護者の状況をとらえた上で、第5期以降の事業計画に盛り込んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の施設の安全性云々、防犯対策等にルール化というところでお尋ねございましたけれども、これら施設の建設に当たりましては、建築基準法や消防法上規定に沿ったものであるということは言うまでもございません。その他、こういった社会福祉施設に対しましては、衛生あるいは防災等々、多くの安全対策に関する規定に基づいて整備されたものであるというふうに認識しておりますし、市のほうからも指導を行っておるところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、少しずつ的を絞っていきたいとは思っております。

まず、次に、要介護認定のあり方、今ちょっと市長のほうからも先に、その辺の認定のあり方についてお話がありましたけれども、認定のあり方と介護予防のための施策についてでありますけれども、介護総点検調査結果で、要認定のあり方について、利用者や事業者から寄せられた意見が多かったのは、認定審査に時間がかかるというのが6割を超えて、認定結果が低いと、そういう認定審査委員会や訪問調査員の負担が大きい、そういった形に続いているわけでありますけれども、そこで介護保険申請から認定までの期間が長いと、早急にサービスを利用したい方が受けられずに困っていると、こういった現状があります。本市においては、調査認定までにどのぐらいの時間がかかるのか、またその時間短縮のためにどのような手立てを講じているのか、お尋ねしたいと思っております。

特に認定結果が低いと認定をされる背景には、要介護者が介護認定審査を受けて問診される際、1日だけ、1時間程度ですけれども、その時だけとても元気であったりして、介護認定審査結果が要介護3から2になってしまうことが、往々にして生じてしまうということをよくお聞きしております。そういった際、要介護認定審査を再度申請して、その評価を再評価していただくことができるかどうか、この点についてもちょっとお尋ねをしたいと思っております。

今後、認知症発生の増加が見込まれておりますけれども、この認知症を予防し、

元気な高齢者として生活していくために、介護予防策の拡充策について、現在実施されている予防策の現状と課題について、今後の課題についてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（秋山哲朗君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 失礼します。只今の岡山議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、調査から認定までにどのくらい時間がかかるのかという質問だったかと思いますが、これにつきましては、通常調査から認定を決定されるまでおよそ二、三週間を要するものというふうに考えております。通常申請からであれば、おおむね30日以内というのが一つの基準とありますけれども、申請を受理いたしましても、調査の日程調整が滞りますれば、その分認定までに時間を要してしまうというところがございます。

それから、不服の申し立て等につきましては、先ほど市長のほうで御答弁申し上げたとおりで、再審査あるいは県の保険審査会のほうへの不服申し立てという手立てがございます。

それから、時間短縮のための手立てというところでございますけれども、具体的には調査員の調査可能な時間帯に効率よく調査を行うということ以外には、特に手立てはございません。と言いますのも、現在本市におきましては、認定調査は短時間勤務の6名の臨時職員により調査を行っております。従いまして、調査にかかる時間というものが、十分に確保できておらないという状況でございます。調査については、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、看護師や保健師など資格を持っておられる方が対象であるということから、適任者が非常に限定的でございます。しかも、その職員の扶養等、そういった関係のことなどから、それぞれそういった生活設計に応じた配慮を行った結果、現在の形態となっておるところでございます。

また、最近では調査員の高齢化など、そういった問題点も発生しておりますことから、今後人事所管課と十分に協議をし、安定的な調査員の確保というものを図り、調査時間の確保に今後さらに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、介護予防策の拡充ということでございますけれども、先ほど市長からも御答弁ございましたけれども、要支援1及び2の認定者については、地域包括支

援センターの職員が作成しましたケアプランに基づきまして、お体等の状況にあわせたサービスの利用について支援を行っておるところでございます。

また、認定を受けておられない方に対する介護予防としましては、毎年春に要支援、要介護の認定を受けておられない65歳以上の高齢者に対し、健康自立度に関する調査、こういった調査を行っております。この中で、対象者の状況を日常生活動作や運動器、栄養等の項目に分けてお尋ねをし、チェックされた状況によりリスクを区分して、それぞれの状況に応じたアドバイス、あるいは市が実施しておる事業に関する情報提供を行っておるところでございます。

具体的な事業としましては、運動機能向上や口腔機能向上を目指した教室、あるいは認知症予防教室、サロンに対する支援などがございます。近年この健康自立度に関する調査、あるいは各種事業に対する参加者が減少しておるという状況でございます。こうした事業の参加につきまして、御本人は元より御家族や地域の皆様の御協力を切にお願い申し上げるところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、まずこの2番目の、介護に関する認定のあり方と予防について、介護予防について再質問しますけれども、この美祿市が策定している美祿市高齢者保健福祉推進会議での資料なんですけれども、今回介護に関する苦情相談の受付状況ちゅうことで一覧表があるんですけれども、この相談内容の中に、介護認定に関する苦情というのが、全体で、平成22年度なんですけど、102件あるうちの34件発生しておる。全体の3割、ちょうど3分の1、そして保険料に関して一つ一つの、例えば入浴したりとか、そういった一つ一つの料金に対しての様々な課題、相談ということで54件、こういった調査結果があります。そういう形で要介護認定のあり方についても、多くの方がいろいろと正しい評価であるということ認識されていない。非常に低いんではないか。そういう御意見というのをよくお聞きします。それで、今6人の臨時職員で対応しているけれども、なかなかそういった調査をするのに時間がかかったりとか、非常に大変な状況である。そういった説明も今受けましたけれども、私はそういった点に関しては、しっかりとそういった調査のあり方について、介護認定を申請を行う際、その辺の改革が私は必要ではないかと思っております。

家族の元にこの要介護認定調査票が届く。申請書を出したら届く。この要介護認定調査票が届くようになるんです。そして、家族の方がその調査票を出して、そして市町村のケースワーカーもしくは保健師が訪問して、心身の状況を調査して、しっかりと調べていくという形で判断が、認定がされるわけでありましてけれども、実際、そういった調査員の方が対象となる介護認定希望者の方に来て相談をするというのは、なかなか時間がないということで、1時間程度ぐらいで問診されて、その程度でもう終わっている。あといろいろ専門家の、さっき聞いたケースワーカーとかいろいろそういった保健師さんとかが、あといろいろ総合的に判断して、認定が間違いないという形になってはおると思いますけれども、それでも苦情が、相談多い。私はそういったところに関しては、その申請を出したならば、家族の元に要介護認定調査票が届きます。その分について、私はせめて1週間分ぐらい、ただ問診を書くだけですから、わからないですね、1枚。だから、もう少し、その家族の方がおられれば家族の方が、その1週間の介護認定を希望される方の行動について1週間分ぐらい、こういったこの1週間で行動をしたのか。実際それだけ1週間、家族のいろいろな気づきとかいうのを書いていけば、非常に情報が私は正しく伝わる。1回の、1枚の紙だけでは難しいと思うんです。だから、家族に負担がかかるかわかんけれども、今後ともそういった調査票については、1週間程度の行動がどうやったか、そねえ詳しい書かんでも、それぞれのポイントポイントを1週間分ぐらい書いていただいたものを、行政に出していけば、またこのケースワーカーさん、または保健師さん、または医師等が入ったの協議会で、より正しい私は認定ができると思っております。どうかその辺について、今後そういったところのことに、認定を正しく評価するに当たっての検討をしていくことも大事だと思いますけれども、その辺についてはどのようなお考えでしょうか、お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の質問にお答えいたしたいと思いません。

認定者御本人あるいは御家族と、それから私どもが認定いたします結果との食い違いということでございますけれども、なかなか、先ほどちょっと言いましたけれども、認定調査については、74項目あります。従いまして、身体機能、起居動作あるいは生活機能、それから社会生活への適用等々、複数の項目にわたりまして

74項目の調査でございます。ですから、例えば隣の方と比べて体の調子が悪いから、きっと自分が隣の方よりもさらに介護度が高いたろうとかというふうな想定をされる方が多々いらっしゃるようですけれども、なかなかその1箇所だけを見ただけでの認定にはなりませんので、やはり全体をとらえた中での判定でございますので、その点御理解をいただけたらと思います。

また、先ほど市長のほうの御答弁でもありましたけれども、その調査の際には、御本人だけではなく、御家族の方にも立会をいただきまして、立ち会いをいただきまして、介護に関する情報等を持っていただきたいと。そうすることで調査がしやすい、審査会への事実も伝わりやすいと。そういったことに御協力、御理解をいただければと思うところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 私は、今74個の項目、きちっとされるちゅうことで、それはそれとして、どこの自治体もやっておられます。それをやっているにもかかわらず、要介護認定が低いちゅう形がよく出るわけです。だから、そういったことを少しでも削減するために、私は、その家族に若干負担があるけれども、1週間、1日ぐらいのをただ書くだけですから、この1週間程度の動きというのはどうであったかという事を記載していくようなことも、私は必要ではないかということを行っているわけです。だから、そのこのところも今後考えていただければどうかということをおっしゃるわけでありますから、その辺しっかりと、私は検討していただきたいなと思っております。

それでは次にまいります。

介護保険料等利用料の負担軽減及び労働等の環境改善についてでありますけれども、介護保険料に対する負担感が増している。これ以上上げないでほしいというのが多くの市民の声でもあります。特に、低所得層への配慮が求められているわけでありますけれども、次期介護保険事業計画の中で、この保険料のあり方及び減免についてどのようなお考えなのでしょうか、お尋ねしたい。

介護職は、要介護者にとってはなくてはならない存在であり、その使命は重要なものがあります。その反面、重労働、低賃金という認識があり、あまりやりたくない職場という声がありますけれども、重労働という点では夜勤体制の見直しや、特

に看護師、男性介護士の拡充が求められているわけでございます。そうした現状と課題を踏まえて、今後の取り組みについてお尋ねいたしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の介護保険料と利用料の負担軽減、それから労働等の環境改善策についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、保険料につきましては、被保険者の所得に応じて、8段階の所得区分を設定をして対応しているところであります。また、利用料につきましては、低所得の方に対する介護老人施設利用料の負担軽減策といたしまして、特定入所者介護サービスがございます。これによりまして、低所得の方は、所得に応じて自己負担の上限が設けられまして、これを超える利用者負担はなくなる。またこの負担限度額を超える部分については、還付をされるということでございます。これは、申請が必要となりますので、該当される方は、施設担当者や高齢福祉課にお尋ねをいただけたらというふうに考えております。

また、その他の負担軽減策といたしまして、1割の自己負担が所得に応じて定められた額を超えたときは、その超えた部分が払い戻される高額介護サービス、さらに介護保険と医療保険の自己負担を年間で合算をいたしまして、高額となったときには、高額介護合算医療費として限度額を超えた部分が支給をされるという制度もございます。これらにつきましては、市からの勧奨通知 　こういうことがありますよということのお勧めです 　勧奨通知を送付いたしますが、被保険者本人の申請が必要となりますので、御協力についてお願いを申し上げたいというふうに考えております。

その後述べられました、労働等の環境改善策につきましては、現在国において承認が得られた各事業所に対しまして、介護職員等の職員1名につき、介護職員処遇改善交付金として、月額1万5,000円を支給する制度を実施しております。しかしながら、最近の報道では、基本給の引き上げまでには至らず、依然労働環境は厳しく、 　これは今議員が御質問の中でおっしゃいました 　職員の安定確保の実現は容易でないという状況とあり、今後も引き続き積極的な国の関与が必要、またお願いをしたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番(岡山 隆君) 実際に、2年前に介護報酬の引き上げということで、3%国のほうで策定してやりましたけれども、実際一人当たり2万円程度になる予定となっておりましたけれども、そういった介護保険事業にあっては、なかなか経営がうまくいかない。また、施設等の整備等でそういったところは消えてしまって、実質的には、一時金等で終わっている。そういった背景があります。今後とも、そういったところは、私ども注意深く見ていきたいと思っております。

時間がありませんので、続きまして第5期のこの介護保険事業計画の策定状況についてでありますけれども、第4期保険事業は、平成21年から平成23年までの3年間、いよいよ第5期介護保険事業は、平成24年から26年の3年間にわたって、この介護事業計画が行われるわけでありましてけれども、平成21年における美祢市の総人口は2万9,098人、平成26年度は2万6,960人程度と推定されております。そういった中で、65歳以上の高齢者は、9,850人と推定され、3年後の美祢市においては、高齢化率は36.5%になるということが試算されております。

そういった中で、第4期介護保険事業の要介護2から5の程度の増加が、今後平成21年には972人おられた方が、平成26年には1,096人ということで、130人程度のこの増加が見込まれる。要介護2から5です。そういった状況から、国・県で行政判断が下されたのが、平成26年における介護2以上の認定者に対して、施設サービス、介護専用居住系サービス利用者の割合が、山口県の参酌標準においては、41%以下になるよう目標を設定するようということとされております。美祢市においては、この施設サービス、介護専用居住系サービス利用者は、平成23年度では473人程度であり、山口県のこの参酌標準においては、41%以下になる目標を達成するには、448名ということとあります。すなわち、要介護2から5の認定者は、今後第5期では70人増加するのに対して、この施設サービス利用者は25人減らしていかななくてはならないということを策定しなければならないわけです。それで、今後第5期介護保険事業では、施設サービス、そういった居住系サービス利用者の計画を従来どおりに策定するということとありましようか。約100人近い方が、この施設専用の居住系サービスを利用を受けられなくなる。また、それまでの介護保険、入りたい方の待機者もあると。その辺も踏まえながら、今後この第5期の計画についてはどのように対処されるのかどうか、村田市長に御

所見のほどをよろしくお願ひ申し上げるところでございます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員の、只今の第5期の介護保険事業計画の策定状況についての御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、岡山議員が非常によく資料等調査をされて、頭に入れておられるのはびっくりしました。この分野にも非常に熱い思ひを持って考へておるのがよく伝わってまいりました。この第5期介護保険事業計画は、平成24年度から26年度までの3ヶ年間の事業計画であるということは、議員御承知のとおりでございます。現在計画策定に向けて、本市の給付実績や人口動態等、統計データの分析や、本年度実施をいたしました調査等の集計分析を行っているところでございます。

今後、そのデータから事業量の推計、また保険料の試算を行ひまして、骨子案、原案を作成をした後に、美祢市高齢者保健福祉推進会議において御審議を賜りまして、その審議の結果を私のほうでお聞かせをいただいた上で、決定をする予定といたしております。従ひまして、この具体的な内容につきましては、まだ審議会等にもかけておりませんし、お示しすることができませんが、また時期を見て詳しい内容につきましては、必ず議会のほう、それから市民の方々に御報告をさせていただきたいというふうに考へております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、介護予防事業の事業費を介護保険税から予算が組み込まれていると思ひますが、この介護予防事業費を、実際、5期介護事業計画では、予算がどの程度充てられるのかということで、実際この第4期にあっては、この介護予防事業費が余るということで、本当にそれを施設介護事業費として、特養とかそういったところにその保険税を充てがっているから、何とか介護事業が成り立っているところもあるんでありますけれども、私は介護予防費が余るということは、本当にどうなんかということを思っております。十分な介護予防に関する事業が行われていれば、私はまた力を入れていって効果が出れば、この介護施設におけるこの介護保険事業経費の出費の抑制となることも私は考えられ、適切な介護事業計画が進むのではないかと、このように思っております。

ということで、介護予防事業費が余るということで、介護給付準備基金に積み立

てされて、この第4期では何とかこの積立金を取り崩して、様々な特養とかそういったところに介護保険税、介護にかかわる費用を注入しておるということで、何とか介護事業がプラスで済んでおりますけれども、私は今後3年、平成24年から26年の、今度はもうその積立金がなくなる可能性が非常に高い。今までの介護予防費、余った分をこの事業経費に入れておったけれども、今後、さらに高齢化が進んで、この施設、またそういったところに社会福祉法人に、保険税をどんどん高齢化、入所者が多いということで投入すると。そういったところで、この介護保険の基金も逆にもうそこをついてしまって、この介護保険事業が完璧に赤字になってしまう。この5期ではなる可能性が非常に私は高いと見ております。

そういったところで、今後どのように対応されるのか。本当にもう目の前も非常に赤字経営になってしまうということ、また逆に余っているこの介護予防事業費を、65歳以上要支援者の方にしっかりと要望介護予防措置を施していかなくちゃならない、そういった面ももっぱら考えられる。そういったところで、今後、5期ではこの介護保険事業が赤字になってしまう非常に可能性は強いし、逆に、この要支援1、2の方が要介護にならないようにするための予防措置というのも、しっかりと進めていかなければならない。非常にそういったもどかしいところもありますけれども、その辺について、今後第5期介護事業計画については、村田市長はどのようなお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員の只今の御質問ですが、前段申されたことにつきまして、今、原課のほうに答えさせようと思いましたが、急に振りましたんで、今どぎまぎしておるようですから、最後に、結局岡山議員が今おっしゃったことの根本は、これからまだまだ高齢化が進んでいくと。そしてこの介護保険の対象になれる方がまだまだふえてくる。そして、その負担に係るものもふえてくるということです。第4期まではそれまでの基金の部分がありましたので、それを充当させて、ある程度介護保険料を押さえておったというところがありました、確かに。それを持ってサービスを実施しておったということが、この第5期の段階においては、その部分についてある程度圧縮されてくる。また、詳しいことは、後答えられるやろ。いやいや4期まで、見込みがわかるやろ、大体の。 ということで、今課長のほうが手元にデータがないようですんで、また追って答えさせることにいたしま

しょう。

確かに、これはもう、基金についてはどんどん、言葉は変ですけども、食いつぶしていくという形になっていきますんで、これをもってまた5期が今までの保険料で耐え得るかどうかということも含めて、先ほどこの席で申し上げたように、適正な保険料を提示をさせていただく必要があろうかと思えます。急に介護保険料を上げてしまいますと、今それでなくても社会状況、経済状況悪いですし、入ってくる年金のお金もふえておるわけではありません。安全・安心な町をつくっていく上において、いかにその保険料を適正にして、給付のサービスのほう、介護保険におけるサービスのほうをきちっとやっていくかということは、本当に大きな命題でございますので、それは私は市長として責任を持って汗をかかささせていただきたいと思えます。また、議会の御理解、また市民の方の御理解もお願いを申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 第4期美祢市における介護保険、この基準金額は、月額として3,950円ということで、他の山口県における市に比べれば、安いほうに入っているなという、私は判断して、また努力されているとは思っております。今後、そういう環境が非常に、介護に関する事業に関する状況が、だんだん厳しくなっておりますけれども、第5期ではどうか介護保険税が、今言いました3,950円、これ以上大きく上回ることはないように、何とか努力していただきたい。このようをお願いするものでございます。

次の質問に移りたいと思えます。あと残り10分しかありませんので、メインが介護保険事業計画のメインでありましたから、時間がかかってしょうがなかったんですけども、今後、次の質問ということで、今後の上水道事業における中長期的な事業計画に関してということで、施設の老朽化と将来的な給水及び原資及び未給水地の対応についてということでお話ししたいんですけども、問題は、今実際美祢市ではこの水道水における給水、水道普及率は92.9%ということで、この上水給水人口は2万7,284人、その内訳は、上水が1万2,400人、簡易水道は1万4,884人ということで、普及率は92.9%となっております。これについては、低いと言われるかどうか、また高いと言われるかどうか、いろいろ個人差

があるわけでありますけれども、私は実際、美祿市にあっては山間地にあって、その地下のボーリングして掘って、もう水道水、上水を、また簡易水道を送っていただくよりは、もうそのもののほうの水がおいしいし、水道水をわざわざお金かけてまでつくらなくていいちゅう方もかなりおられます。そのかわり、井戸を掘るということで市がその辺補助金を負担しておられますけれども、その辺とか考慮していけば、この水道普及率というのがその井戸でやっているから、もうそこまでの普及はいいよという方がおられますので、その辺も含めていけば、わざわざ水道水普及をしなくていい人数を入れれば、この給水普及率というのはどの程度になるのか、今92.9%ということでありますけれども、その辺についてどうなのかということをお聞きしたいと同時に、時間もありませんので、年々悪化するこの上水、簡易水道の有収率、上げる施策はあるんかどうかということで、第1次美祿市総合計画では、平成26年までに上水、簡易水道の有収率を78%まで回復させる、強い決意が伺えるわけでありますけれども、実際平成22年度のこの上水の有収率は75.6%、そして簡易水道の有収率は73.9%ということで、非常に厳しい状況に甘んじていると。麻生簡易水道では66.6%、上野簡易水道では68.6%、非常に早急な漏水対策が求められているわけでありますけれども、なかなか目標に達しないところがあります。

今後、私はいろいろありますけれども、それこそ9月9日、上下水道事業局のこの事務所から15メートルしか離れてない、その歩道から漏水がボンボン湧き出た。その上水道事業局長が座っている椅子からたった15メートルしか離れておらないところから、水道管が破裂して、本当に灯台下暗しだなということを改めて感じさせていただいて、私もその現場に行きました。そういったことで、一生懸命行政も対応され、有収率上昇を努力されていると思いますけれども、幾ら直してもいたちごっこという、そういったことも感じられているのではないかと考えております。そういったことで、この上水道、今からもう20年近く以上前、福岡県では湯水とかで、漏水で水が足りない中で、漏水を多く起こしていた。市民からすごいブーイング、苦情がありまして、それで福岡県はその漏水対策として、従来の古い管を取り外して、ハイパーポリエチレン管と言いますか、暑さ寒さに強い、地形が変化しても感が柔軟に変形して破損しにくい、こういった性質の敷設を行っていて、何と95%まで有収率が上昇して、水を無駄にしないようにしていた。こういったとこ

ろすごいですね。もともとも8割も有収率が行かなかったところが、95%まで上がった。私はこういった先進地の漏水対策、またはこういった事業やって漏水対策を行って効果があったところに、私はこの上下水道事業局のこの若いメンバーをしっかりと派遣させて、そして研修していただいて、そして美祢市の今有収率78%を90%まで、もう78とか言わなくて、そこまで持って行くお考えはあるかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員、時間がないとおっしゃって、随分今質問時間をとられて、あと5分しかないですね。

簡潔に言います。原課からこの資料つくってくれてますけど、私の言葉でお答えさせていただきますましょう。今の冒頭のほうで申された施設の老朽化と将来的な給水量減少、未給水地区の対応というほうの、未給水のことです。御承知のように、合併旧一市二町、だから美祢地域、秋芳地域、美東地域ございますけれども、秋芳地域はほぼ100%に近い普及率を持っております。随分合併前に努力をされましたんで、で、美祢地域とそれから美東地域が、かなりまだ残っておるということで、今水道ビジョンを今つくっております。で、第10期は拡張計画を今、今年度から3ヶ年の計画で拡張事業を今進めておるところです。

岡山議員も申されましたけど、コストパフォーマンスを考えたときに、水道そのものを、上下水道併せて、上水道、それから簡易水道で延ばしていくのか、それとも他の水源確保の事業のほうでやっていただく方がいいのか、ずっと10キロ延ばして行って1軒しかないとかいうところに水道引いたほうがいいのかということですよ。そういうこともありますんで、併せてこの水道ビジョンの中で明確に表せていかせていただきたいというふうに考えています。

それと、漏水、有収水量、収入になる水をつくって、それをもってこの水道事業というのは成り立っていますんで、漏水が多ければ多いほど無駄が出ておるということで、水道事業、これ御承知のように地方公営企業法、全部適用させておりますから、完全な企業体で経営をしております。これ、実は漏水を見つけるって非常に難しいんですよ。夜間音がしないときに聴音棒で聞いたり、バルブを閉めたり外したりしてやる。それからソナーで音を拾っていくということで、非常に難しい。これは専門的な者でないと、なかなかできません。それでもなかなか見つけづらいと

ということがあります。人間の体の中の血管の漏れておるところ、なかなか見つけにくいのとちょうど一緒です。非常に難しい。その中でも一生懸命努力を今させていただきます。で、今、90%とおっしゃいましたね、有収水量。持って行きたいですよ。そのつもりでやっています。

それと、今ハイパーポリエチレンのことおっしゃいましたけれども、全部それ敷設替えでやってしまうと、非常にいいことはいいけど、莫大なお金がかかります。御承知のように、この美祢市470平方キロを超えておるところに家が点在してあるところほとんどですから、それを全部ハイパーポリエチレンでやるということは、莫大な費用がかかる。そうすると、その費用というのは、減価償却を起こしますんで、それが水道料金に反映されるということがありますから、適正な水道料金を保ちつつ、この有収水量を上げるというのは、非常に知恵と努力と汗が必要ですんで、頑張っってやっていきたいというふうに考えております。御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、あと残り2分ということで、今後、今市長のほうの力強いお言葉もありましたので、どうか今後上下水道事業局でこの有収率を上げて行くためにしっかりと計画に基づいて、また当然ハイパーポリエチレン管をやみくもに敷設すればいいと、そういった問題でもない。コストパフォーマンスもしっかりと見据えながらやっていきたいし、特にさっき申し上げました福岡県、そこできちっと研修して行って、そしてどういう形で今後、今市長も90%有収率を上げると決意言われましたので、その辺研修して行って、どういう形ですればこの90%を達成していくことができるか、この辺についてはしっかりと行って、そして研修して行って、そして策定計画、どうあるべきかという計画を明確にさせていただいて、皆さんにもわかりやすく、実際これならできるなというものをしっかりと策定して行っていただきたいことをお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

.....
議長（秋山哲朗君） この際、暫時、2時15分まで休憩をいたします。

午後2時00分休憩

.....
午後2時15分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

6番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子でございます。福島原発事故の一日も早い終息を願っています。

一般質問の通告の提出日が9月2日でしたので、その後、12日に市長の報告がありましたので、今回の一般質問の内容は通告とは多少異なりますが、12日の報告を受けて質問させていただきます。

まず初めに、配食サービスについて、裁判所の市が損害賠償を求めないのは違法とする判決についてお尋ねいたします。

ことし8月25日付の新聞報道によりますと、美祢市から配食サービス事業委託を受けていた、既に解散をしていますNPO法人ランチ工房美祢が委託料を水増しして請求していたにもかかわらず、市が損害賠償を求めないのは違法だとして、美祢市長に約350万円を同法人から回収するようにと、山口地方裁判所の判決が言い渡されました。

判決によると、市は平成13年にランチ工房美祢と配食サービス業の契約を結んだ、その委託料が1食あたり1,000円未満だった場合、市に差額を返還する契約だったが、ランチ工房美祢は累計約3万3,000食以上を、実際の経費を上回る1食1,000円として市に請求した。裁判長は不法行為が成立すると認めた。以上が新聞報道の記事の内容です。

つまり、ランチ工房美祢が契約に違反して得てはならない利益を受け取り、市に損害を与えたので、市長はランチ工房美祢に損害賠償を請求しなさいという判決です。

9月12日に本会議において、市長さんからこのことについて報告がありました。市長さんは、この裁判の結果は厳粛に受け止めると言われながらも、控訴に踏み切ったと報告がありました。その理由として、この判決を認めれば、ほかの配食サービス事業者がこの事業から撤退することも考えられる。そうすると、高齢者の生活弱者の方々に大きな影響を及ぼしかねない事態が起こる。また、配食サービス事業

を取りやめるとなると、美祢市の総合計画基本目標の安全・安心の確保の達成が困難な状況になるということです。そして、多くの地方公共団体で同様な形で同様な配食サービスを実施している他の公共事業団体の今後の事業の実施につきましても、少なからず影響を与えるものと推察する。このように、この判決を容認することによる影響は非常に大きなものがある。すなわち、最終的には国民、市民の安心・安全の確保をするためのサービスが低下することや衰退することがあってはならない。もとより、市の主張が認めてもらえたとの判断から控訴に踏み切ったと説明されています。

12日の議会でこの説明を受け、私は思わず「それは違う」と言ったのは、市長さんの説明が高齢者のためだと言われることが違うといった意味です。控訴する理由を高齢者の生活弱者を引き合いに出されるのは、間違いではないかと思ったのです。控訴されるのでしたら、福祉とか他市とか抽象的なことではなく、数字をはっきりと示して、具体的に堂々と控訴の理由を示していただきたいのです。

そもそもこの事業は、大事な税金の使途の管理ができなかった市の責任ではないでしょうか。市の責任について、この説明が今までにあったでしょうか。お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員の御質問ですが、冒頭申されましたけれども、事前通告されておられる内容と変わっておりますね、若干。この事件の詳しい経過についてを質問するというふうにお伺いしておりましたので、私のほうはそれを準備しておりました。

今私の、9月12日の議会に対する報告を、今記録をしておられるのを読まれたんでしょうね。私がしゃべったことを。そのときに、私の思いを述べさせていただきましたけれども、今、三好議員は違うというふうにおっしゃったけど、違わないんですよ。違わないの。いいですか、この地方裁判所、山口地裁の判決を受け入れるということによりまして、この配食サービスにかかわっておられる事業者、現在5事業者いらっしゃいますけれども、まったく同条件で仕事をしていただいております。今回の判決については、その中の1社、現在はその事業体については平成15年と18年の旧美祢市の段階での案件についての訴訟でございますので、その事業者は現在はしておられませんが、現在しておられる事業者は、報告のと

きも申し上げたように、合併前、同じ条件でしていただいていた事業者の方々であるということです。ですから、この判決をそのまま受け入れますと、同様な条件でしていただいていた残りの事業者の方々、現在も配食サービスをしていただいている事業者の方々にも大きな影響を及ぼすと。大きな影響を及ぼすという意味は、今470平方キロを超えますこの広大な市の面積の中に、お一人暮らし、お二人暮らしの御高齢の方が住んでおられます。体が御不自由、そして買い物に行く足もない、日々食べるものも困る、そして自分の安否を確認してくれる方もいらっしゃらないという方がたくさんいらっしゃいます。その方々に対しまして、この配食サービスというのは、きちっとした栄養があるものをお届けして、栄養指導を行って、安否確認を行って、お話を聞いてあげて、そういうことも含めた形でこの事業は行われておるといことです。これを、この事業から現在の事業者の方々が、万が一にも撤退をされましたら、今我々は山口県の中でも最もと言っていいぐらい、市の中では高齢化が進んでおるこの美祢市において、この配食サービス事業を失うということは、我々が今掲げておる安全・安心な市をつくっていかうという大前提が、根底から崩れるということの意味するわけです。ですから、このことについて第一審の判決を頂戴いたしました。これについては厳粛に受け止めるし、また真摯にいろんな部分で事務的なことについて反省すべきことは反省して、今後に生かそうということを申し上げたところです。しかしながら、行政として、政策として、施策としてやるべきことは、やはり市に対する責任がありますから、やっていく必要があるということです。そして、顧問弁護士の方と御相談申し上げましたら、十二分に第二審、高等裁判所で係争していったら戦えると、市が求めておる結果を得られる可能性が大きいという御判断をいただいたから、控訴に踏み切ったということを御説明を申し上げたはずですが、今違うということをおっしゃいましたけど、三好議員、違いますか。お答えください。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） はい、私は違うと思います。

まず、先に私が尋ねた、この事業は大変皆さんの大切な税金を預かって、その用途の管理ができなかった市の責任はどうですかと言ってます。その市の責任について、説明がありましたかと聞いているのに、ちょっと違いますか、答えが。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員、今までもこのこと、そして御報告のときにも申し上げましたけど、今出せる情報はお出しをしております。で、根本的なことを考えていただきたい。この事案は、案件は、現在係争中であるということを頭に入れていただきたいということです。いいですか。市が行政体として、今この裁判を闘っている最中です。係争中の事案です。ですから、この係争中の事案に影響を与えるようなことは、資料としてお出しをできないということも御理解を賜りたいということです。おわかりですか。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、本会議場ですから、今一般質問通告がこの9月2日じゃったと思います。そして、12日に本会議場で、市長のこの案件に対する説明があったと思います。それから今日の一般質問まで、ある程度時間はたつておると思うんです。日にちもたつておるというふうに思う。やはり、この質問に対して大きく逸脱することは、なかなかやっぱり控えていただきたいという気がしております。これに沿っての質問は止めるということじゃないんですけども、大きく逸脱するということは控えていただきたいという。よろしいですか。はい、三好議員。

6番（三好睦子君） 先ほど市長さんが、業者が撤退すると影響があると言われましたが、もし他の事業者が不正があったとすれば、今回の裁判の中ですからおのずと上がったはずです。そういうのが上がらなかったというのは、不正がなかったという立証ではありませんか。何度も言いますが。そして、総合計画基本目標の安心・安全の確保の達成が困難になると言っておられますが、こうした疑惑の中で、偽りの中身で総合計画の基本目標を達成して、意味はあるのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 裁判のことについて、きちっと説明をもう1回された方がいいです。はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員、よろしいですか、あなた。この裁判というのは、さっきランチ工房というお名前を出されたけれども、配食サービスをしておられる事業の、その中の一事業者に対して起こされた訴訟です。そのことについて、裁判所は資料を求められて、裁判行為を行われますけれども、その他の同様な事業をしておられる事業体について、裁判所のほうは何ら裁判行為をされるわけじゃないですから。いいですか。その他の事業者に対して疑いがあるんなら、それが有罪になるかのごとし発言をされたけど、それは控えられたほうがいいと思いますよ。何遍も申し上げるけれども、これは今係争中なんですよ。私どもが一審を受けてわかり

ましたと、控訴を断念して、これが結審をしておるんなら、あなたは今何を言われてもいいですけども、もう既にこの案件は係争中であるということをおぼども申し上げたけれども、それを踏まえた上で御質問を賜りたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） わかりました。そしたら、12日に実績報告書をお願いしましたが、まだいただいてません。いただけますでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 只今議員全員に、皆配らせますので、三好議員が12日に求められた資料があるそうでありますので、配らせますので、ちょっと時間ください。三好議員、読まれる。今配られましたけども、時間を差し上げましょうか、どうしましょうか。いいですか。時間を差し上げましょうか、何分間か。若干、ならちょっと休憩とりましょうか。

6番（三好睦子君） 休憩とらなくて大丈夫です。

議長（秋山哲朗君） 大丈夫ですか。なら、何かございましたら。はい、三好議員。

6番（三好睦子君） 今いただきました表を見ました。その中で、この数字に誤りはありませんでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 只今の三好議員の御質問でございます。先日、9月12日のときに私が口頭で申し上げました数字でございますけども、当時その資料をまだ作成しておりませんでした。その関係で、手持ちの資料を暗算で集計してお伝えをいたしましたわけでございますが、暗算が間違っておりまして、そのとき申し上げた数字と違っております。きょうお出ししたほうが正確な数字でございます。

以上です。誠に済みませんでした。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） わかりました。15年と16年、17年が違ってますので、どうしてかなと思いましたが。この中で、平成12年4月から、老人福祉法の改正で配食サービスがメインとなっているのでと言われまして、配食サービス事業の開始のために、この中で D事業所ですか、ちょっと待ってください E事業所です。このE事業所が、12年度はないのはなぜでしょうか。実績がないのは。お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 三好議員の御質問でございます。E事業所が実績がないということでございますが、この事業所につきましては、平成12年度は事業を実施しておられなかった。13年度から事業を実施されたということで、この欄についてはハイフンということになっております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） このE事業所は、美祢市の農産物加工施設のJA虹工房だと思いましたが、その、なぜかと思いましたら、平成12年3月に、美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条項というのがあります。私持ってるんですが、それで、12年3月に美祢市農産物加工所ができて、これは農水省の補助金と市の資金で美祢市にそういった配食サービス事業開始のための施設ができたのですが、なぜその12年度にこの施設の、虹工房に事業が行かなかったのでしょうか。その中で、もうこういった条例の中で謳ってあります。事業についても。1として、地域農産物の素材を利用した加工品を製造、販売するとともに、特産品の開発を行う。2として、地域福祉の増進に寄与するため、高齢者等に給食サービス、製造、配達を行うとともに、健康状態の把握にも併せて行うと。3番として、その他市長が必要と認める場合に、医療に関することとありますが、この条例ができて、農水省の補助金で、農協の農産物加工所もできてるのに、なぜその12年のこういった要綱もできてるのに、12年だけないのでしょうか。そこがどうしても、私としては納得いかないんですが。

議長（秋山哲朗君） ちょっと三好議員、いいですか。先ほど言いましたように、この通告の内容と今のE事業所というのは、今ちょっと私もどこかわかりませんが、その今の事業所としての条例、市の条例との関係を今言われたんですけども、それと、このたびの通告の内容とちょっと違うような気がするんですけども、何か関連があるということですか。

6番（三好睦子君） はい。

議長（秋山哲朗君） どうぞ。

6番（三好睦子君） 配食サービスだということで、配食サービスを美祢市が開始したということで、大いに関連はあります。

議長（秋山哲朗君） いや、このたびの通告内容が、このたびの配食サービス事業

について、裁判所の市が損賠賠償を求めないのは違法とする判決についてということの中で、項目が、事件の詳しい経過について、2が判決文について、3が350万円の回収についてということが通告であったと思うんです。（発言する者あり）

6番（三好睦子君） だから、その詳しい経過が知りたいのです。配食サービスができた時点からが知りたいんですが、このあれを見ますと、12年度だけ外してある事業者があるんですけど、これは農産物加工所で虹工房だと思いましたが、なぜその12年だけ外してあるかということが、13年度からこれがまた事業が開始されてますけど、それがどうしてかということが聞きたいです。

議長（秋山哲朗君） 今三好議員の質問に対して、執行部がどのような資料を持っておるか私もわかりませんので、若干休憩をとりたいと思いますので、よろしいですか。ちょっと休憩をとりますので、その間、三好議員は三好議員のほうでまた整理をしていただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

午後2時39分休憩

.....

午後3時15分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

三好議員。

6番（三好睦子君） 先ほど、平成12年の旧美祢市が平成12年に美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例について質問しておりましたが、発言通告もないということもありましたし、これについては12月に質問させていただきます。

そして、この件については、12月にすることにしまして、学校給食についてお尋ねいたします。

自校方式の廃止の説明についてはどんなだったのかということで、美東町の誇りとする学校給食の自校方式が、次々と共同調理条方式になっています。その説明の仕方が、私は思ったんですが、鳳鳴小学校については、4人で、この6年生がもうこの1年でいなくなるんだから、せめてこの1年は自校方式でしていただきたいと思ったんですが、それもかないませんでした。そして、綾木小なんですけど、6年生が半数いる中で説明会をされていますが、どうかと聞かれても、中学校に入学されるのであまり関係がないのではないかと思いました。今から入学してこられる子供

たちの保護者に聞かれないと、実態はわからないのではありませんか。説明会でオープンに聞かれると、自分の意見が出しにくくて、アンケート方式でしたら、こうしてほしいとかそういった面で、本当の意見が聞こえてくるのではないかと思います。この点についてどうでしょうか。アンケート方式で皆さんの意見を聞くという方式にはならないでしょうか。お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） 三好議員の自校方式廃止の説明はどんな内容なのかという御質問にお答えいたします。

平成20年3月の合併時に、美祢市内には共同調理場8箇所と単独調理場4箇所がありました。このうち、単独調理場につきましては、第1次美祢市総合計画及び美祢市行政改革大綱に基づき、共同調理場化を進めておるところでありまして、御承知のとおり、平成22年4月から、鳳鳴小学校、平成23年4月から綾木小学校の単独調理場を廃止し、それぞれ大田学校給食共同調理場からの配送といたしました。

単独調理場を廃止し、共同調理場化する理由といたしましては、施設設備が充実した共同調理場で調理することで、より安全・安心な給食を提供すること及び共同調理場で食材を一括発注することで、より質の高い給食を提供することなどです。

なお、単独調理場を廃止し、共同調理場化するに際しては、事前に保護者の皆様に説明会を開催いたしまして、御理解をいただいているところであります。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） その説明会の中身が、美祢地域だけで3校よと言われたと。美東町は自校方式が本当に誇りだったんです。残っているのは3校よというような言い方では、どうでしょうか。そして、説明に来られたときに、もう既に決まっているような説明だったということでしたが、そういった面からもやはりこういうことになるけどとか、アンケート方式でやっていただきたいと思います。本当に意見が出せないのではないのでしょうか。その3校も、もうこの赤郷も何か決まったようですが、綾木もこうなったんだからと言われたそうですが、いずれは真長田もこういう形になるのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） それぞれ保護者の方に十分に御説明申し上げて、理解を得ておるといふふうに子どもはとらえておりますけども、具体的な説明の仕方につきましては、担当からお答えしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 石田教育委員会事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 美東地区の単独調理場の現状については、保護者の皆様方にはお伝えをしました。従いまして、あと何箇所しか残っていないというような、私は説明をしておらないつもりではございます。あくまでも現状として、単独調理場が大田地区にありますよと。ほか美祢地区、秋芳地区はすべての調理場は共同化されてますという現状としてお伝えをしたところでございます。

いろいろ御意見がなかったというようなこともありましたけど、この間説明会を行ったところでは、いろいろ保護者の方から数多くの御質問、御意見など、特に否定的なお話はなかったところなんですけど、お話もできたというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 鳳鳴小学校と綾木小学校の給食の現状はどうなのでしょう。子供たちが好きな麺類は、給食でその頻度というのはどのような形でしょうか。

それと、行革行革で、子どもたちの給食までこういった形で削られていきますが、この簡単にこうやって削られても、また真長田というのは淳美小学校ですけど、こういった形で淳美は、赤郷はもちろん遠いですし、淳美小学校も遠くなりますが、車を買ったりいろいろとかえって経費が高くなるとかいうことは考えられないんでしょうか。今の大田調理場は、計画的では多分もう綾木もなったよ、赤郷もなったよ、真長田に攻めるときはそういった言葉で言われると思いますが、そういった場合に、人数的にまた共同調理場、建て替えなければならないというようなことになるのではないかと思います。そういった面で経費のこと何かを思いますが、対応できるような広さなのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） 変更のありました鳳鳴、綾木小学校の現状についての御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、鳳鳴小学校及び綾木小学校につきましては、大田学校給食共同調理場から配送しておりますが、到着した際には教職員が立ち会い、検温を実施した後に、施錠ができる食器棚で4時限終了後の給食時間まで保管をしており、安全につきましては単独調理場であったときと同様、十分配慮をしております。

また、食材は共同調理場で一括発注していることから、より安くてよいものを使用できまして、御指摘のような効率化にとどまらず、学校給食の質の向上にも十分つながっているというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 調理場がなくなれば、当然雇用が失われます。今の現状はどうなのでしょう。

議長（秋山哲朗君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） 職員の雇用についての御質問にお答えいたします。

現在、8箇所の共同調理場と2箇所の単独調理場におきまして、市職員の調理員11名と、パート調理員31名の体制で、給食を調理しております。

献立の作成、地産地消の取り組み及び食育の推進は、栄養教諭が中心となって取り組んでおりますし、食中毒対策や安全衛生の確保は、調理員を含めて調理場全体として取り組んでいるところでありまして、現在の給食調理員につきましては、適切な配置がなされているものと考えております。以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） それから、配送を担当されるシルバーの方は、本当に決められた時間で決められた仕事をされているわけですが、これが食べ物だけに気を使われていると思います。労働体制に無理なことはないのか、お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） 配送業務を担当されるシルバーの方の労働体制についての御質問にお答えいたします。

美祢市の8箇所の共同調理場から各学校への配送業務につきましては、美祢市シルバー人材センターに委託しております。

業務内容は、市の専用配送車で安全かつ確実に給食を配送し、給食終了後、食器

を回収し、共同調理場に返却することです。

この運送業務には、各運搬車について1名から2名で従事しているところであり、従事した時間に応じて委託料が支払われております。

なお、配送している美祢市シルバー人材センターの会員の方に対しましては、毎月2回の細菌検査を実施するなど、衛生管理にも十分配慮するようお願いをしております。御指摘のような過度な労働勤務はないものというふうに考えています。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） わかりました。ちょっとまだ聞きたいこともあります。私が言ったことで確定になってはいけないので、様子を見ながら言わせていただきます。先ほど尋ねたことで、答えが返ってないところもありますが、またお尋ねいたします。

次に、学校で使われている食器についてお尋ねします。

子供たちの健康に悪影響を与える有害物質が溶出されない食器が安全な食器といえますが、今各学校でどのような食器が使われているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） 食器の安全性についての御質問にお答えいたします。

現在、美祢市の各調理場では、強化磁器食器、ポリエチレンナフタレート食器、それにメラミン食器などを使用しておりますが、いずれにしましても、学校給食に適合しているものというふうに考えております。

なお、給食は食器のみならず食材の色どりや盛りつけの工夫により、目で楽しむことによりまして、豊かな学校給食の一端となりますよう考えておりますことから、経年の使用により傷などがついた食器は、年次的に更新し、新しいものに交換をしているところでございまして、教育委員会といたしましては、児童・生徒が給食に関わる人々の様々な活動に支えられておりますことについて、理解と感謝を深められますよう適切な食育を推進するとともに、より安全で質の高い学校給食を今後とも提供してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 先ほどメラミンと言われましたが、安全ではない食器の中にメラミンが入っています。そして、ポリエチレンナフタレートって確か言われましたよね。これは、安全性に疑問がある食器となっています。そういったところが使用されている学校は、早期に改善していただきますようお願いいたします。安全な食器の中で、アルマイト食器、ステンレス食器、陶器、磁器、木製食器などがありますので、参考までに言わせていただきます。

今の、メラミンとポリエチレンナフタレートについては、早期に対応をお願い致します。

議長（秋山哲朗君） ちょっと三好議員、いいですか。教育委員会から何か答弁があるそうですから。石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 県のほうにも確認しておりますし、文科省のほうから特別なその食器の使用についての文書は来ておりません。メラミン食器、ポリエチレンナフタレート食器についても、学校給食の食器としては安全だというふうなことで、今使用をしています。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、いいですか。三好議員、どうぞ。

6番（三好睦子君） 私の調べでは、あの2個が、一つはメラミンは安全でない食器になっています。ポリエチレンナフタレートというのは、安全性に疑問がある食器となっていますので、これからの子供たちの成長に対して、やはり食べて体内に入ることなので、ぜひ対応をお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） ちょっと、三好議員、MYTでこれ全部流れますので、三好議員のその発言と、教育委員会との発言食い違ってますので、その辺のちょっと整合性取れんかな。ちょっとやっぱり、逆にこの放送を聞かれた家庭のお母さんたちが不安に思うところがありますので、その辺はどうですか。石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 今二つの食器の素材の名称が出ましたが、市教委としましては、それらは使っても差支えないということで使っておるところでございます。そもそも、不適切な食器であれば、販売もされておらないというふうに理解をしておるところでございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 県が認定すればいいのかどうか、ちょっとわかりませんが、私の調べではそうでしたが、県がおっしゃるならよいかと。（発言する者あり）文献は、コピーをしますので、ちょっと文献については調べてお返事いたします。

議長（秋山哲朗君） わかりました。これは大事なことです。きちっとしたすり合わせをしながら、また何らかの形で市民にわかるように答弁をしていただきたいと思いますので、教育長のほうで、その計らいでよろしいですかね。また、違う案件がありますので、またその時にあわせて。

6番（三好睦子君） 済いません。コピーをしてきたので、その本はちょっとコピーしておりません。中身だけしましたので。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、教育委員会とすり合わせしますし、やはりきちんとした安全であるということが確立されないと、こういったことは先ほど言いましたようにメディアとして流れますので、不安を与えては困りますので、きちっとしてまた調べて、教育委員会としてもまた答弁させますので、その辺でよろしいですか。

6番（三好睦子君） はい。

次に、災害に強いまちづくりについて質問させていただきます。

美祢市でも、昨年7月の豪雨災害や、ことし3月11日の震災等の経験を踏まえて、防災災害に強いまちづくりの課題を、行政の土台というべき課題と位置づけ、必要な施策を日常的に系統的に、また計画的に進められていることと思います。今度の災害の教訓は何にもまして大事なことは、命と暮らしであり、それを守ることだと思います。それが行政の根本課題であり、使命であることを今回の大地震と原発危機、台風12号の被害の現実によって示されたのではないのでしょうか。美祢市地域で想定される地震は、菊川断層、そして美東・秋芳では大原湖断層などあります。また、今回の台風12号のように、自然災害は時や場所を選びません。こうしたことを想定した災害に応じた地域防災の計画はどうなっているのか、お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の三好議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

今、三好議員も御質問の中で振られましたけれども、東日本大震災、それからこのたびの台風12号の大きな災害、そして、我々美祢市においても、昨年の7月の

集中豪雨において、非常に大きな災害を被っております。美祢線につきましても、今月の26日に各方面の御努力によって1年猶予をかけて再開ということで、まだまだ山、水田、川等、いろいろな面で、道路等でまだまだ傷痕は大きく残っております。

また、本日も台風の影響で美祢市に対して警報が出ておるということで、非常に心配をしております。このように、改めまして災害、特に近年この大きな災害というのは、いつどこで、どのように起こるか分からないという面が大変大きくなって来ておるところでございます。こういうことを常に念頭に置いた上で、万全の対策を講じて行くということが必要である。特に我々市なり町なり、市民の方、住民の方の命、財産等をお預かりをしておる、それを守る責務がある。この基礎自治体においては、その面は非常に大きいであろうというふうに思っております。災害による被害を最小限に抑えるためには、市や消防、また警察、自衛隊等、防災関係機関の力だけでは、どうしても限界があるということを痛感をしておりますし、これは先ほど申し述べました近々の大災害にも、いろんなメディアの報道を見られてお感じになっておられるだろうと思います。この災害につきましても、自ずの身は自ら守るという自助、そして自分たちの地域が力を合わせてその地域を守っていかうとする努力 共助です、そして、我々市なり町、警察、消防等、防災関係機関による公助、この三つが組み合わさって対応していく必要があるというふうに強く今感じておるところでございます。

そのために、市では、毎年地区持ち回りで防災関係機関のみならず、地域住民の方に今申し上げたような意識を持っていただくということ、醸成をしていただくということを本当に大事だというふうに思っておりますので、総合防災訓練を実施をいたしております。避難訓練や消火訓練、炊き出し訓練等に参加をいただくことによりまして、地域全体の自主防災意識の高揚と、災害対応力の向上、関係機関との連携体制の強化を図っているところであります。

ちなみに、本年度、ことしにおきましても、先月でございますが、8月27日に秋芳町の美祢高等学校グラウンドを会場といたしまして、地域住民の方、市の職員、そして自衛隊、警察、消防、あらゆる関係機関が参集いたしまして、この防災訓練を実施をいたしました。合わせて400名の方に御参加を賜ったところであります。

また、こういう訓練とは別に、市職員は定期的に防災研修を受講させております。

また、今年度は11月に下関地方気象台の御協力のもとに、市民の皆様を対象といたしました防災講演会を開催をして、さらなる意識の高揚を図ってまいりたいというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、昨今の状況からわかりますように、我々の想定をはるかに超えた災害に対応するためには、先ほどから申し上げておりますとおり、行政のみならず市民の皆さまお一人お一人の防災意識を、これまで以上に高めていただく必要があるというふうに思っております。常日頃から準備と心構えをしていただくことが非常に大切だろうというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） お尋ねします。避難所となる学校の耐震化は75%進んでいるようですが、公民館など、公共施設の耐震化や自家発電整備などはどうなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の学校等の公共施設の自家発電、それから耐震に係ること、御質問にお答えをいたしたいと思えます。

現在、避難所といたしましては、市内全域に67箇所を指定をいたしておりますが、そのうち災害時の拠点施設となります市役所本庁、各総合支所、それから各公民館におきましては、自家発電施設を既に整備をいたしております。その他の未整備の避難所におきましては、市内各地にあります消防機庫に整備をしております移動式発電機を活用して対応するということとしております。

それから、耐震化のことを申されましたね。それから、公共施設の耐震化を進めて行くということが必要であるわけでありますけれども、その中でもまず優先的に児童・生徒の安全、そして、災害時の避難所としての安全性を確保をするという観点から、現在学校施設の耐震診断、耐震工事を順次実施をしていることは、三好議員も御承知のとおりだろうというふうに思います。よろしゅうございますか。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 学校の耐震化は進んでいますが、耐震化を含めた住宅リフォーム助成制度を制度化が必要ではないかと思えますが、地域内の業者の皆さんに

仕事興しとなる、個人住宅の耐震化を含めた住宅リフォーム助成制度の制度化は必要に迫られていると思いますが、この制度の創設については、どのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の御質問の、一般住宅に関する耐震化のことだろうと思いますけれども、これにつきましては、美祢市住宅建築物耐震化促進事業補助金交付要綱を設置をいたしております。これに基づきまして、耐震診断や耐震に要する費用の一部を補助する制度を設けております。これにより、市民の皆様の地震に対する安全性の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） ありがとうございます。

そして、災害時の備蓄なんですが、災害時の毛布とか食糧の確保、備蓄についてお尋ねします。

データでは、美祢市ではこの数字が本当にこの数字でいいかどうかというのわかりませんが、他市と比べてみたときに、長門市では例えば、飲料水でしたら1,600リットルなんです。美祢市の場合はゼロなんです。そして懐中電灯は、いつも長門市が引き合いに出されるので、長門市と比べてみました。長門市では懐中電灯は30個になってます。美祢市の場合は15なんです。そして毛布につきましては、長門市は933枚、美祢市では74枚、このような数字で、確保、備蓄についてどのようにお考えでしょうか、美祢市の。どのように考えておられるか、お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員の災害時の毛布等の備蓄等についてということでお答えをいたしたいと思います。

本市におきましては、市役所本庁、それから各総合支所に災害時の救援物資として、毛布やバスタオル等の生活用品を備蓄いたしております。今、長門市の数字と比較されて申されましたけれども、私手元にちょっとこまかい数字を持っておりませんので、全体の考え方を申し上げたいと思います。

また、この災害にかかわる、例えば水とかそういうふうな類のもの、これ一度ス

トックをして、ある一定の期間が過ぎますと廃棄をする必要が生じてまいります。ですから、それにかかるコストが災害がなくて幸せということで考えれば、それはまたそれでいいんでしょうけれども、考え方として、流通備蓄、いろんなそういうふうなものを扱っておられる事業者、業者の方と契約を結びまして、いざというときには、いち早く優先的に美祢市のほうにその物を提供いただくという契約を結んできております。これによりまして、昨年の7月、先ほど申し上げましたけれども、豪雨災害の時には、この協定に基づきまして必要な物資を迅速に御提供賜りまして、非常に助かりました。被災を受けられた方々に対しても、早くそれを御提供申し上げられたということがありましたので、それをつけ加えさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほどの御質問でも申し上げたけれども、災害はいつ、どこで、どういうふうにかかるかわからないということではあります。ですから、逆に何がどれだけ必要かということを中心に念頭に置いて、物資等確保していくということ。ですから、自分のところにストックすることはもちろんですが、今申し上げたように、流通備蓄等も含めまして、適正に、的確に備蓄をしていって、いざというときには、それをいち早く被災を受けられた方に御提供申し上げるという形を今どんどんつくっていきよるということで、職員にもその意識を徹底をさせて行っておるということです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） わかりました。ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

.....
議長（秋山哲朗君） 一般質問を続行いたします。河村淳議員。

〔河村 淳君 発言席に着く〕

19番（河村 淳君） 市長、しっかり、私が最後でございますから、しばらくお付き合いをお願いします。

友善会の河村でございます。通告書に従いまして、9月定例会での一般質問をいたします。

質問件名が住民訴訟判決ですが、私が通告書を提出したのが9月1日でありまし

たが、その9月1日の定例会の冒頭に、市長より、8月24日の判決結果の報告がなされ、なお9月7日付で広島高裁へ控訴されたことを新聞で私は初めて知りましたわけで、議会の会期中でありましたので、ある程度相談あるいは説明があってもよかったのではないかというふうに私は解釈しております。

また、9月12日には議会で広島高裁の控訴したことを含んで、説明会を開催されるという状況での質問ですので、先手をとられたというふうな気持ちでございますが、一応通告書通り質問をさせていただきます。

それでは、1問目の、市長はこのたびの判決をどのように受け取られましたか。お伺いします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） では、河村議員、お答えを申し上げたいと思います。

河村議員、私は先手を取ったつもりはありませんから。（発言する者あり）先ほど、議会に対して説明がなかったとおっしゃったけれども、本定例議会の初日に、今おっしゃられたように、ちゃんと報告をしますよということを申し上げて、判決があった後、そして控訴をした後、9月12日でしたか、この本会議場できっちり御説明を、御報告をさせていただいたということは御理解を賜りたい。ですから、控訴をするに当たって、例えば河村議員に控訴したほうがえかろうとか、そういうことはいたしません。これは、美祿市長として、私の責任に置いてなすべきことです。ですから、これは誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

それで、只今の訴訟の判決についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

河村議員におかれましては、3月議機会においてもこの裁判に関する御質問をされたということで、この件につきましては大変深い御関心があるんだなということをおもっております。このたびの判決をどのように受け止めたかということですが、食器の目的外使用に関する事件につきましては、先日の御報告でも申し上げましたとおり、原告の請求を棄却をするという第一審の判決でございました。市の主張が認められたことには満足をしております。なお、これも申し上げましたけれども、原告が控訴をされなかったことから、この判決が確定をいたしましたことは、9月12日の本会議で御報告を申し上げたとおりでございます。しかしながら、委託料の過払いに関する事件につきましては、その判決は厳粛に受け止めましたが、市が裁判において主張してまいりましたことが認められず、大変な遺憾な結

果だというふうに思っております。このことにつきましても、9月12日の本会議で私よりの報告、さらにはこれに基づきます河村議員等の質問にお答えをしたとおりでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） わかりましたが、今回の判決に対する、一応市民の反応を参考までに述べさせてもらいます。

旧美祢市、旧秋芳町、旧美東町の市民から、電話や自宅のほうまで訪問来られ、10数件の問い合わせを私は受けました。お叱りもいただきましたので、市長はこのことについて今から述べますが、その要点のみを私が述べます。一番として、この裁判は、原告が市長で、被告がランチ工房美祢ではないか、これはどういう恰好じゃろうかという質問がありました。

それから2点目として、市民の坪井さんが原告で、市長が被告ということで判決が下っており、配食弁当代の水増し分を市が払い過ぎているので、差額分を払い戻してもらいなさいという判決と思うが、坪井さんという人は、大した立派な人物じゃないか。弁当代の経費を何円までを調べておられるが、市長、議員の人は坪井さんに対して感謝し、お礼を言うべきではないかと。こういう意見があります。高等裁判所へ控訴するとは何事かと。議会はどうなっているとお叱りを受けました。

それから、3点目が、市がだまし取られたのに高裁まで控訴して、裁判費用に市民の税金を使うことになるんじやが、市民の利害が得られるだろうかと。ほかにもいろいろ意見はありました。それは省略させていただきます。

以上、市長もこのことについてを頭に入れておかれることを望みます。

そこで、質問第1点として、広島高裁へ控訴した理由を、わかりやすく市民に説明が必要と思いますが、いかがでしょうか。

2点として、この裁判は合併前からであると思いますが、判決まで何年何ヶ月要したか、何回公判があったのか、裁判費用は、弁護士料を含んで幾ら市の持ち出しがあったかわかれば、まだ結審がないでしょうけど、今までの一審の費用がどのくらいかかっちゃうか、お尋ねします。

以上。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 河村議員、市民のいろんな思いとか御意見、河村議員のところにおありになったようで、お伝えいただきありがとうございました。私も何遍も申し上げておるけれども、裁判の判決というものは重たいものですから、厳粛に、真摯に受け止めております。

今触れられましたけど、その裁判に係ることが、中身がよくわからんから、無駄なことに市費を投じておるんじゃないかというふうなニュアンスの今御質問だったと思います。この裁判に係ることにつきましては、係争中のことでございますので、この中身のことを詳しく申し上げることができません。しかしながら、幾度も申し上げましたように、この裁判につきましては、市の福祉行政の根本にかかわることでございますので、市長としてこの判決を受け入れることは、看過し難いという判断で控訴をしたわけでございます。

どのぐらいの期間、その裁判が行われたかということ、また後ほど申し上げますけれども、御承知のように、この市が一審で敗訴したのは、平成15年度と平成18年度の事業行為に対する訴訟でございます。それも、今申されましたけれども、坪井さんというお名前出されましたけれども、坪井康男さんが私に対して訴訟を起こしておられます。ですから、以前は前市長に対して訴訟を起こしておられます。私が旧美祢市を引き継いだ形で新美祢市の市長になっておりますから、私、村田弘司にその訴訟が引き継がれておるということで、私がその裁判をお受けをして、係争をしておるということです。ですから、この私がお受けをしておるということは、市が訴えられておるというふうに御理解をいただいて結構です。

今、詳しいその中身につきましては、何遍も申し上げます、先ほどの三好議員のときに申し上げましたけれども、裁判にかかわることを、ここで市長がべらべらしゃべるといふことは許されません。ですから、そのことは御理解をいただきたい。係争中のことをしゃべらないということ、議員として御理解をいただきたいというふうに思います。

今過去どの程度の口頭弁論等が行われたかということにつきましては、担当の金子部長より説明をいたさせます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 只今の河村議員の御質問でございます。

食器にかかります事件につきましては、2件訴訟が提起をされておまして、その1件目が、平成19年1月失礼いたしました。平成19年4月でございます。そのもう1件が、平成20年の2月でございます。このたび8月24日に判決が出るまでに、合計で12回の口頭弁論が開かれております。

なお、この裁判につきましては、以前申し上げたとおりでございますが、平成20年の5月に両事件が1件に併合されております。

また、かかった期間につきましては、当初平成19年の4月に提起をされましたときから数えますと、4年と約4ヶ月になろうかと思えます。

また、委託料につきましては、これも2件提起をされておったわけですが、1件目が平成19年の6月でございます。2件目が、平成20年の9月でございます。これも、平成22年の1月に両事件が1件に併合をされております。

これにつきましては、合わせまして9回の口頭弁論が開かれております。これに要しました期間といたしましては、当初提起されましたのが平成19年6月でございますので、このたび判決がこの年の8月24日ということで、4年と2ヶ月になろうかと思えます。

それと、あと費用の件を言われたと思えます。費用につきましては、これ4件ということで、当初着手金がそれぞれ1件ずつ、1件当たり31万5,000円ということで、その4件分をお支払いをしております。

また、報奨金、終わった後のお金でございますが、これにつきましてはまだ請求がございませんので、まだ支払いをしていないところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） 大体わかりましたが、一応この裁判費用の中の弁護士料等は30何万とかいうのは、これは大体わかるんですが、要はその費用は、結局今判決が出て、結審が下りるので、請求書が来んちゅうことは、結審がないからか、それとも、そのうち請求が来るものか。その辺をもう1点問うてみたい。

以上。

議長（秋山哲朗君） 金子部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 河村議員の御質問でございますが、報奨金につきましては、弁護士との契約書によりまして、市は弁護士のほうに報奨金をお支払いす

るということになっておりまして、本事件の判決があったとき、または以来の目的に達したときということになっておりまして、現在のところ、まだ請求書は来ておりませんが、報奨金の額につきましても、31万5,000円ということになっております。先に申しあげましたように、まだ請求が来ておりませんので、お支払いはしておりません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） 一応わかりました。それで、私が言いたいのは、市長は先ほどから答弁がありました。それについてくどくど私が言うわけじゃないんじやが、要は高裁に控訴するという事は、あくまでも市長個人の問題ではない。あくまでも市民の代表として、市民の税金をここに使うわけだから、この辺についちゃ市民の了解をしっかりと理解をしてもらいたいという、これは私の希望。

以上。

議長（秋山哲朗君） 答弁いいですか。

19番（河村 淳君） 答弁いいです。

議長（秋山哲朗君） ちょっと言いたい、市長が何か。村田市長。

市長（村田弘司君） 先ほど来申し上げておるように、この訴訟に係ることは、美祿市の福祉の根幹にかかわることということで、市民の安全・安心を守るために精一杯やらせていただきたい。そして、訴訟の費用については、この市費を投入しておりますので、勝訴に行けるように、一生懸命頑張っておるということでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） それでは、2問目に移りますが、判決書の提出についてお尋ねをいたします。

要は、議会はチェック機能が問われることがつながるわけですが、公平公正な市政の執行に努めておられる市長として、説明責任があると思いますが、市長の判断をお聞かせをお願いします。以上。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 河村議員、幾度も申し上げておりますけれども、これはまだ

係争中のまだ事件でございます。結審しておりません。住民、ここに民事訴訟法の写しを持ってありますけれども、この中の訴訟記録の閲覧等という中に、その訴訟に係る記録の製本の謄本、製本、抄本等については、当事者及び利害関係を疎明した第三者、疎明というのは、確かということが推測をできる、裁判官に推測できるものということですから、当事者かもしくはそれに近い方が、その写しを請求できるということになっております。で、今回その写しは当然のごとく、私当事者ですから持ってありますけれども、今係争中であるということで、慎重にそのことについては考えさせていただきたいと思っておりますけれども、このことにつきましては、河村議員御承知でしょうけれども、議会には大きな権限がございます。権能がございます。調査権、検査権というのも、その権能の中にありますけれども、それはお使いになるというふうには考えておりませんので、個人でそれはできないということになっておりますから、その辺は議員御理解を賜りたいというふうに思います。これは、私のほうの判断でなりますから、ということです。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） 今、市長は、係争中であるので、この判決書を提出することはできないというような、まずちょっと考えにやならんというようなお答えであったと思うんですが、この判決書というものは、裁判所に行って申請してはもらえるものか、もらわれんものか。地方議会議員として。それはどういうふうに解釈しておられますか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） これ先ほども申し上げましたけれども、民事訴訟法の第91条第1項に、何人も裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができます。ですから、写しは、当事者かもしくはそれに準ずるというふうに裁判官が判断したものでないと写しは頂戴できませんけれども、閲覧はできるということは書いてあります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） わかりました。わかりましたから、市長の閲覧ぐらいさしてもろうたほうがええと思う。ええですか。市長もこの議会の議員に閲覧ぐらいさせてもろうてもいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 逆にお伺いいたしたいと思います。先ほど、議会が調査権持っておられる。検査権も持っておられる。それはお使いになる気があるかどうかということをお伺いしたんです。恐らくないでしょうから。ですから、河村議員が個人としてそれをお求めになるのであれば、きっちりこちらのほうに、民事訴訟法に、裁判所に行かれれば、個人として閲覧できますよということをお伺いしたと、先ほど申し上げたということです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） はい、わかりました。

それでは、続いて3点目の、住民訴訟判決に対する今後の対応について、市長のお考えをお伺いします。これは、通告書でそういうふうには書いておられますが、いろいろと今まで説明もありましたが、一応再度市長のお考えをお聞かせをお願いします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今御質問のときも申されましたけれども、もう既に何度も申し上げております。9月7日の日に控訴いたしました。美祢市民の安全・安心を守るために、福祉の立場を守るために、一生懸命この争議をやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） 市長も簡潔に答弁があるから、時間短うなると思うんですが、要はこの前のときの、12日のときであったかと思うんじやが、私としては高裁が一応なりになっても、次は最高裁まで行くよというようなことをちょっと言われたような気がする。この種のものが、民事訴訟の分が、最高裁まで行くということの例はあるものでしょうか、ないものでしょうか。一応それが1点。

2点目として、新聞とかテレビの報道で、不正とか違法とか書かれている新聞がありますが、テレビのNHKも言うたかもわかりませんが、これは刑法に触れるかどうかちゅうのは弁護士と相談されておりますか、されておられませんか。お尋ねします。

以上。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今の初めのほうの御質問ですが、控訴審が万が一負けたときに、最高裁に上告をするということを、私は申し上げたということをおっしゃったけど、それは言っておりません。どういうことを申し上げたかという、控訴審で結果が出た場合、その時点で顧問弁護士と相談をさせていただいて、どういふふうな対応をとるか、上告も含めて検討をいたしますということを申し上げたかもしれませんけれども、まだ控訴審を争っている段階で、上告するとかせんとかいうことを私が言うはずがございません。それが1点。

それと、今控訴をしたこと、旧美祢市の事案です。で、当時のその市長にしる、執行部にしる、そして当時の議会サイドにしる、その裁判費用をお認めになっておるといふことで、このことについては、当然裁判をやっていく必要があるといふふうな判断をしたと思っております。そのことを、今新美祢市である、今この美祢市が引き継いでおるといふ意思を引き継いでおりますし、私もその思いでありますから、控訴をさせていただいたといふこと。

それから、刑法に触れるかどうかということをおっしゃいましたけれども、このことについては刑法と全く関係ありませんので、相談もしたことがありません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） よくわかりました。一応私の質問はこれで終わります。大変ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、本日予定された一般質問は終了いたします。残余の一般質問につきましては、あす行いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後4時13分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月20日

美祢市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

河本芳久

”

西岡晃